

## 環境省関係

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)        | 求める措置の具体的な内容  | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等   | 根拠法令等   | その他(特記事項)                                 | 制度の所管・<br>関係府省庁 | 提案団体 | 各府省からの第1次回答 |   | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見  |  |
|------|----------------------|---|---|---|---|-----------------|------|-------------|---|--|--|
|      |                      |   |   |   |   |                 |      | 区分          | 回答  | 意見   |  |
| 267  | 有害鳥獣の捕獲許可等の市町村への移譲   | 有害鳥獣の捕獲等の許可、許可証及び従事者証の交付、違反者に対する措置命令、許可の取消については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で全市町村に移譲済みである。地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、農作物被害者、鳥獣被害に関する住民からの相談に応じ速やかに調査を実施している。また、市町村と地元元狩猟者との連携により、円滑に有害鳥獣捕獲が実施されている。特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。 | 【制度改正の必要性等】<br>鳥獣保護法第9条に基づく有害鳥獣の捕獲等の許可、許可証及び従事者証の交付や第10条に基づく措置命令や許可の取消については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で全市町村に移譲済みである。地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、農作物被害者、鳥獣被害に関する住民からの相談に応じ速やかに調査を実施している。また、市町村と地元元狩猟者との連携により、円滑に有害鳥獣捕獲が実施されている。特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項、第4項、第5項、第7項、第8項、第9項、第11項、第13項、第10条第1項、2項、第75条第1項、3項 | 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例により、全市町村に権限を移譲している。 | 環境省             | 埼玉県  | C 対応不可      | 鳥獣の生息状況等は地域ごとに特性化に富んでいるので、地域の鳥獣の生息状況に応じた保護管理が必要である。一方で、鳥獣は地域をまたがって行動するため、ある程度の広域的な単位で計画的に鳥獣保護行政を推進していく必要がある。このため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」における捕獲許可等の事務については、基本的に都道府県が担当することとしているところ。<br><br>一方、近年、ニホンジカやイノシシの鳥獣について、急速に生息数が増加し、分母が拡大した結果、自然生態系、農林水産業や生活環境への被害が深刻になっていくこと、さらに狩猟者が減少し、著しく絶滅が進行していため、捕獲者の担い手の育成・確保が喫緊の課題であることなどを踏まえ、平成26年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」以下、鳥獣法というの抜本的改正を行った。<br><br>改正内容は、法の目的に「鳥獣の管理」を位置づけ、管理を図るために新たな措置として、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣について、都道府県は指定管理鳥獣捕獲等事業に關する実施計画を策定し、その計画に基づき、都道府県又は国が捕獲を行って指定管理鳥獣捕獲等事業を創設する等、都道府県による鳥獣の管理の役割の強化を行ったところである。<br><br>鳥獣法による権限を市町村の権限として整理することは、基本的な方向性として都道府県による鳥獣の管理の役割を強化したこと今回の改正と照應が生じるほか、これまで権限を移譲していない市町村に過剰な負担を強いることとなる。<br><br>先般の鳥獣法の改正は、多くの地方自治体からの意見も踏まえ、国会の審議を経てとりまとめたものであるが、地方自治体からは、今回提案のようない意見は出なかった。以上から、環境省としては受け入れられない。 | 広域的な単位で計画的に鳥獣保護行政を推進していく必要があることは認識している。<br><br>しかしながら、計画的な取組だけなく、迅速な取組が必要な場合もある。現場に近く地域の実情に詳しい市町村が処理することで、住民からの問い合わせや相談に迅速に対応できる。<br><br>危険な動物の出没などは緊急の対応が求められる。その捕獲する主体は市町村であることなどが大きい(業務は猟友会への委託)。市町村が捕獲許可を行つことで速やかに対応できる。<br><br>現に被害が発生またはその可能性が高い場合にやむを得ず行う有害鳥獣捕獲は、計画的な頭数管理への影響は限定的である。<br><br>また、主な鳥獣について、市町村から都道府県に対して毎年捕獲数の報告がなされるため、それに基づいて頭数管理を行うことが可能である。<br><br>したがって、有害鳥獣の捕獲等の許可等の事務を市町村に移譲することは、実情に合った対応と考えるので、市町村に移譲すべきである。 |  |
| 268  | 鳥獣飼養の登録の市町村への移譲      | 鳥獣の飼養の登録、登録票の交付は地域に密着した事務であり、市町村に移譲すること   | 【制度改正の必要性等】<br>鳥獣保護法第19条に基づく鳥獣の飼養の許可、登録証の交付については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で全市町村に移譲済みである。地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、住民からの問い合わせや相談に對して速やかに対応している。特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。  | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第1項、第3項、第5項、第6項、第20条第3項、第21条第1項、第22条第1項                | 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例により、全市町村に権限を移譲している。 | 環境省             | 埼玉県  | C 対応不可      | 鳥獣の生息状況等は地域ごとに特性化に富んでいるので、地域の鳥獣の生息状況に応じた保護管理が必要である。一方で、鳥獣は地域をまたがって行動するため、ある程度の広域的な単位で計画的に鳥獣保護行政を推進していく必要がある。このため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」における捕獲許可等の事務については、基本的に都道府県が担当することとしているところ。<br><br>一方、近年、ニホンジカやイノシシの鳥獣について、急速に生息数が増加し、分母が拡大した結果、自然生態系、農林水産業や生活環境への被害が深刻になっていくこと、さらに狩猟者が減少し、著しく絶滅が進行していため、捕獲者の担い手の育成・確保が喫緊の課題であることなどを踏まえ、平成26年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」以下、鳥獣法というの抜本的改正を行った。<br><br>改正内容は、法の目的に「鳥獣の管理」を位置づけ、管理を図るために新たな措置として、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣について、都道府県は指定管理鳥獣捕獲等事業に關する実施計画を策定し、その計画に基づき、都道府県又は国が捕獲を行って指定管理鳥獣捕獲等事業を創設する等、都道府県による鳥獣の管理の役割の強化を行ったところである。<br><br>鳥獣法による権限を市町村の権限として整理することは、基本的な方向性として都道府県による鳥獣の管理の役割を強化したこと今回の改正と照應が生じるほか、これまで権限を移譲していない市町村に過剰な負担を強いることとなる。<br><br>先般の鳥獣法の改正は、多くの地方自治体からの意見も踏まえ、国会の審議を経てとりまとめたものであるが、地方自治体からは、今回提案のようない意見は出なかった。以上から、環境省としては受け入れられない。 | 広域的な単位で計画的に鳥獣保護行政を推進していく必要があることは認識している。<br><br>しかしながら、許可を得て捕獲した野生鳥獣を飼養する場合の登録及び登録票の交付、登録の更新は地域に密着した事務である。<br><br>現場に近く地域の実情に詳しい市町村が処理することで、住民からの問い合わせや相談に對して、迅速に対応できる。<br><br>したがって、鳥獣飼養の登録等の事務を市町村に移譲することは、実情に合った対応と考えるので、市町村に移譲すべきである。   |  |
| 269  | 販売禁止鳥獣の販売許可等の市町村への移譲 | 販売禁止鳥獣等(ヤマドリ及びその類とこれらを加工した食料品)の販売許可、許可証の交付、措置命令や許可取り消しについて、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で県内市町村にほぼ移譲済みである。地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、住民からの問い合わせや相談に對して速やかに対応している。特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。                                     | 【制度改正の必要性等】<br>鳥獣保護法第24条に基づく販売禁止鳥獣等の販売許可、許可証の交付、措置命令や許可取り消しについて、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で県内市町村にほぼ移譲済みである。地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、住民からの問い合わせや相談に對して速やかに対応している。特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。  | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第24条第1項、第3項、第4項、第5項、第6項、第8項、第9項、第10項、第75条第1項、第3項           | 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例により、都道府県に権限を移譲している。 | 環境省             | 埼玉県  | C 対応不可      | 鳥獣の生息状況等は地域ごとに特性化に富んでいるので、地域の鳥獣の生息状況に応じた保護管理が必要である。一方で、鳥獣は地域をまたがって行動するため、ある程度の広域的な単位で計画的に鳥獣保護行政を推進していく必要がある。このため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」における捕獲許可等の事務については、基本的に都道府県が担当することとしているところ。<br><br>一方、近年、ニホンジカやイノシシの鳥獣について、急速に生息数が増加し、分母が拡大した結果、自然生態系、農林水産業や生活環境への被害が深刻になっていくこと、さらに狩猟者が減少し、著しく絶滅が進行していため、捕獲者の担い手の育成・確保が喫緊の課題であることなどを踏まえ、平成26年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」以下、鳥獣法というの抜本的改正を行った。<br><br>改正内容は、法の目的に「鳥獣の管理」を位置づけ、管理を図るために新たな措置として、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣について、都道府県は指定管理鳥獣捕獲等事業に關する実施計画を策定し、その計画に基づき、都道府県又は国が捕獲を行って指定管理鳥獣捕獲等事業を創設する等、都道府県による鳥獣の管理の役割の強化を行ったところである。<br><br>鳥獣法による権限を市町村の権限として整理することは、基本的な方向性として都道府県による鳥獣の管理の役割を強化したこと今回の改正と照應が生じるほか、これまで権限を移譲していない市町村に過剰な負担を強いることとなる。<br><br>先般の鳥獣法の改正は、多くの地方自治体からの意見も踏まえ、国会の審議を経てとりまとめたものであるが、地方自治体からは、今回提案のようない意見は出なかった。以上から、環境省としては受け入れられない。 | 広域的な単位で計画的に鳥獣保護行政を推進していく必要があることは認識している。<br><br>しかしながら、現在販売禁止鳥獣とされているヤマドリ及びその類とこれらを加工した食料品の販売許可、許可証の交付等は地域に密着した事務である。<br><br>現場に近く地域の実情に詳しい市町村が処理することで、住民からの問い合わせや相談に對して速やかに対応できる。<br><br>したがって、販売禁止鳥獣の販売許可等の事務を市町村に移譲することは、実情に合った対応と考えるので、市町村に移譲すべきである。  |  |

## 環境省関係

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)        | 全国知事会からの意見   | 全国市長会・全国町村会からの意見   | 重複事項58項目について<br>提案募集検討専門部会から指摘された<br>主な再検討の視点   | 各府省からの第2次回答      |   | 最終的な調整結果 |
|------|----------------------|--|--|---|------------------|---|----------|
|      |                      | 意見   | 意見   |   | 区分               | 回答  |          |
| 267  | 有害鳥獣の捕獲許可等の市町村への移譲   | 提案団体の提案に沿って、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可等のほか、措置命令、報告徴収、立入検査等の権限を併せて市町村に移譲するべきである。但し、移譲の対象とする鳥獣の範囲については精査が必要である。 | 【全国市長会】<br>鳥獣行政の広域的視点の観点から、慎重な検討を求める。                                      | ○ 都道府県と市町村との連携という観点から、捕獲許可の中でも、頭数調整のように県全体として適正な管理が必要な事務については県が引き続き実施する一方、機動性が求められる「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」を目的とする捕獲許可について権限移譲すべきと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。<br>○ 市町村ごとに鳥獣の専門家を置くのは実質的に難しいとのことだが、捕獲許可については、現時点でも事務処理特例で多数の市町村に移譲しているところであり、必要な連絡調整体制を組むことで、市町村においても実施可能ではないか。 | D 現行規定により対応可能な場合 | 提案団体や全国市町村においても認識されているとおり、鳥獣は地域をまとめて行動するため、ある程度広域的な単位で計画的に鳥獣管理行政を推進していく必要がある。このため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」における捕獲許可等の事務については、基本的に都道府県が扱うことをしているところ。<br><br>このため、本件提案は、地域特性を踏まえつつ、ある程度広域的な鳥獣行政を目指す法の趣旨に反するものと考えられる。また、前回述べたとおり、都道府県による鳥獣の管理の役割を強化した本年5月の法改正の趣旨とも矛盾が生じることとなり、都道府県を主体とした広域的な鳥獣の保護と管轄に支障が生じるおそれがある。 |          |
| 268  | 鳥獣飼養の登録の市町村への移譲      | 市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すことにすべき。                           | 【全国市長会】<br>鳥獣行政の広域的視点の観点や規模の小さい市町村では専門的知識のある人材が乏しいため、慎重な検討を求める。            | ○ 都道府県と市町村との連携という観点から、捕獲許可の中でも、頭数調整のように県全体として適正な管理が必要な事務については県が引き続き実施する一方、機動性が求められる「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」を目的とする捕獲許可について権限移譲すべきと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。<br>○ 市町村ごとに鳥獣の専門家を置くのは実質的に難しいとのことだが、捕獲許可については、現時点でも事務処理特例で多数の市町村に移譲しているところであり、必要な連絡調整体制を組むことで、市町村においても実施可能ではないか。 | D 現行規定により対応可能な場合 | 提案内容に關して移譲先となる全国市長会からは「鳥獣行政の広域的視点の観点や規模の小さい市町村では専門的知識のある人材が乏しいため、慎重な検討を求める。」との意見があり、提案団体が副会長を担当する全国知事会からも「市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によつて移譲することと全国的に実績の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。」との意見であることから、現行どおり都道府県知事権限と、各都道府県は市町村との調整により事務処理特例によって対応することが適切と考えている。  |          |
| 269  | 販売禁止鳥獣の販売許可等の市町村への移譲 | 市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すことにすべき。                           | 【全国市長会】<br>販売禁止鳥獣等に関する手続きは実績がなく、取扱事業者が少ないのが故に対応の統一性を欠く懸念があることから、慎重な検討を求める。 | ○ 都道府県と市町村との連携という観点から、捕獲許可の中でも、頭数調整のように県全体として適正な管理が必要な事務については県が引き続き実施する一方、機動性が求められる「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」を目的とする捕獲許可について権限移譲すべきと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。<br>○ 市町村ごとに鳥獣の専門家を置くのは実質的に難しいとのことだが、捕獲許可については、現時点でも事務処理特例で多数の市町村に移譲しているところであり、必要な連絡調整体制を組むことで、市町村においても実施可能ではないか。 | D 現行規定により対応可能な場合 | 提案内容に關して移譲先となる全国市長会からは「販売禁止鳥獣等に關する手続は実績がなく、取扱事業者が少ないのが故に対応の統一性を欠く懸念があることから、慎重な検討を求める。」との意見があり、提案団体が副会長を担当する全国知事会からも「市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によつて移譲することと全国的に実績の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。」との意見であることから、現行どおり都道府県知事権限と、各都道府県は市町村との調整により事務処理特例によって対応することが適切と考えている。  |          |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)      | 求める措置の具体的な内容  | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等  | 根拠法令等  | その他(特記事項) | 制度の所管・<br>関係府省庁 | 提案団体    | 各府省からの第1次回答 |   | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見   |  |
|------|--------------------|---|--|--|-----------|-----------------|---------|-------------|---|---|--|
|      |                    |   |  |  |           |                 |         | 区分          | 回答  | 意見  |  |
| 352  | 狩猟免許の有効期間の延長       | 有害鳥獣、個体数調整捕獲等に従事する者が所有する狩猟免許の有効期間を地域の判断で設定できる(延長する)ものとど。  | 人口減少社会の本格到来により、中山間地域の山林管理が不十分で、鳥獣被害が都市部にまで拡大している。本県の狩猟者登録数は、昭和53年度から平成24年度ではピーク時の約1/3となっているところ、有害鳥獣対策としての狩猟者の確保は、弊害の課題である。狩猟免許の有効期限は現行3年と定められているが、これを有害鳥獣駆除のための材確保を必要とする地域ニーズに応じて、4年、5年と延長できるよう、地域において免許期限を延長できるように、法律の継りを解除し、地域の判断で設定できることとすること。  | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第44条第2項                     |           | 環境省             | 徳島県、兵庫県 | C 対応不可      | 狩猟に必要な視力や運動能力等の適性は、狩猟免許を受けた後、時間の経過に伴い変化することがあるため、定期的に適性を再確認する必要がある。このため、狩猟免許には有効期間が定められ、都道府県知事が行う適性検査と合格すれば、その有効期間を更新することができますが、それが可能となっている。 狩猟免許の有効期間は、統一法に基づく統の所持許可の有効期間との整合等を踏まえ、3年となっている。 | 統刀法に基づく猟銃及び空氣銃の許可の有効期間は、許可を受けた日又は許可の有効期間が満了した日の後の3回目の誕生日が経過するまでの間であり、必ずしも狩猟免許の有効期間と一致するものではない。それらの更新手続きは同一(ワントップサーバー)ではない。そのため、狩猟免許が行われる場所は同一(ワントップサーバー)ではない。免許所持者のメリットはなく、あえて該の所持許可の有効期間との整合を因る必要はないものと考える。また、狩猟における安全確保の観点から、現状においては適切ではないと考えている。 | 統刀法における安全確保の点においては、更新時の本人の健康状態等により期間延長を選択できる制度を導入することも考えられる。   |
| 617  | 狩猟免許の有効期間の延長       | 現行の鳥獣保護法では、狩猟免許の有効期間は免許の種類に限らず一律3年とされている。狩猟免許内の内、比較的安全なわんと網の免許について、有効期間を6年に延長すること。  | 【支障・制度改正の必要性】 近年、野生鳥獣による農作物等への被害が増加する中、農作物と集落を守るために、有害鳥獣捕獲を目的に、農業者や地域住民からわんと網の免許を取り捕獲など捕獲技術を作り対策を行っており、毎年約3万頭のインシジンが捕獲されている。捕獲されるインシジンの約96%が有害鳥獣捕獲によるもので、さらにその約94%がわんと網による捕獲である。 現在長崎県では、狩猟免許取得や捕獲技術向上への支援を実施し、新規の免許所持者を増やしているが、捕獲の実践不足や高齢化等で免許を手放す者も多く状況である。 新規を取得を得ても、年齢で引退する熟練者等で、更新手続や経験負担が必要となる3年に1回の更新を躊躇つけて免許を手放してしまう事例が多い。狩猟免許の更新時には、適性検査と併せ、法令等の対策等の講習が実施される。近年の統制による狩猟事故に対し、比較的安全なわんと網の免許については有効期間を延長し、狩猟者の確実性を図ることを提案します。 なお、わんと網の免許の所有者を所持する者が同時に可能とするために、5年ではなく6年とすること。 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第44条                        |           | 環境省             | 長崎県     | C 対応不可      | 狩猟に必要な視力や運動能力等の適性は、狩猟免許を受けた後、時間の経過に伴い変化することがあるため、定期的に適性を再確認する必要がある。このため、狩猟免許には有効期間が定められ、都道府県知事が行う適性検査と合格すれば、その有効期間を更新することができますが、それが可能となっている。  | 現在、被害を及ぼす鳥獣の捕獲を一段階化していくことが求められているが、その一方で、一般人を巻き込む狩猟(統刀法・わんと網)中の事故が毎年発生している。今後捕獲を推進していく上では、狩猟における安全対策がますます重要となっている。  | 重大な人身事故は狩猟でおきている。 更新期間延長を65歳までの措置とするなど、年齢による更新期間を規定することも検討して欲しい。又は、一律6年にした場合、65歳を超えた方は、中間に更新試験に準ずる講習を受けさせなどの措置を行うことで対応できる。 改正鳥獣法では、安全対策も踏まえ網猟免許及びわんと網の免許の取得年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる等の対応を講じたところであります。更新期間延長を65歳までの措置を望む。 |
| 115  | 一般廃棄物収集運搬業の許可期間の延長 | 一般廃棄物収集運搬業の許可期間は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条に基づき市町村が定めることになっている。一般廃棄物処理計画のうち、同法実行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3(3)により単年度ごとに定めることとされている実施計画との適合性を有する必要がある。 | 【支障事例】 本市は合併後、市域が広がり事業所数が多いことから、市が、現在以上のきめ細かい指導を行うことは、限界がある。また、一般廃棄物収集運搬の許可期間は、市町村合併前の市から延べ21社に増加し、事業が複雑化している。 【制度改正の必要性】 同法で規定される産業廃棄物の許可期間は、5年であり、更に平成22年の法律改正により優良事業者制度が導入され、優良な産業廃棄物処理業者については、許可期間が7年と2年延長されている。一般廃棄物収集運搬業の許可期間についても、優良な事業者に対する特例を与えることにより、事業所に対する市の指導等について一層の協力を促され、行政の補完的立場を持ち合わせた事業活動の展開が期待される。   | 一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の3 |           | 環境省             | 三豊市     | C 対応不可      | 一般廃棄物収集運搬業の許可期間は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条に基づき市町村が定めることになっている。一般廃棄物処理計画のうち、同法実行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3(3)により単年度ごとに定めることとされている実施計画との適合性を有する必要がある。                                       | これは、そもそも、一般廃棄物処理計画による適合性等に関する許可条件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適切な運営が継続的かつ安定的に確保されるよう、当該区域におけるごみの発生量等を踏まえた需給の均衡を適切に考慮することが求められるためである。   | 今回の提案は、優良事業者に対してのみ許可期間を4年とするものであり、併し優良産業処理業者認定制度における基準等を参考とした場合、本市においては会員事業者21社のうち2社程度が該当ののではないかと想定する。   |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)      | 全国知事会からの意見                                    |  | 全国市長会・全国町村会からの意見  | 重畠事項58項目について<br>提案募集検討専門部会から指摘された<br>主な再検討の視点 | 各府省からの第2次回答  |   | 最終的な調整結果 |
|------|--------------------|---|--|---|---|--|---|----------|
|      |                    | 意見  | 意見   |   |   | 区分   | 回答  |          |
| 35   | 狩猟免許の有効期間の延長       | 狩猟者の事故防止等安全確保の方策を構築しつつ、狩猟免許の有効期間の延長を検討るべきである。 | 【全国市長会】<br>有害鳥獣駆除には、銃器等厳格な取り扱いが必要となる器具もあることから、駆除従事者の資質確認のための狩猟免許の更新の延長については、慎重な検討を求める。 | ○ 狩猟における事故の発生状況(事故件数、死傷者数(自殺者を除く)及び狩猟免許の取消件数を、獵の種別(鏡・わな・網)及び免許保持者の年齢層別に示していただきたい(直近の過去5年分))<br><br>○ 狩猟免許の有効期間延長により、狩猟に必要な能力が不足している者を発見する機会が減少し、安全確保が困難になることを懸念しているが、例えば、比較的の危険性の低い猟法(わな網、網獵)に限って免許期間を延長する。高齢者以外の年齢層で免許期間を延長する。一定年数以上、事故、違反を起こしていない狩猟者について免許期間を延長する等の弾力的な免許制度とすることで、安全確保を図りつつ狩猟免許保持者の人材を確保すべきと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。   | C 対応不可  | わな網については、近年、くりわなに小学生や高齢者がかかる人身事故が毎年発生しており、さらに、近年のわな網免許者の急増(H19:約52000人→H23:約73000人)に伴い、このような事故が今後増加することと懸念されている。<br>また、本件は被害を及ぼす鳥獣の捕獲のため手を確保するための提案と理解しているが、そもそも網獵は、全国的に甚大な被害を及ぼしているシカやイノシシ等の獣類を捕獲するための猟法ではなく、捕獲実績(これまで報告されていない)のため、網獵免許の期間の延長は、その意義が不明であるとも関わらず、不適格者の発見機会を減らすことになる。   | 6【環境省】<br>(5)鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平14法88)<br>狩猟免許の有効期間(44条2項)については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平26法46)の施行状況を踏まえ、都道府県の意見や安全確保に留意しつつ、狩猟者確保のための総合的な方策の一環として、その在り方を検討し、必要な措置を講ずる。        |          |
| 61   | 狩猟免許の有効期間の延長       | 狩猟者の事故防止等安全確保の方策を構築しつつ、狩猟免許の有効期間の延長を検討るべきである。 | 【全国市長会】<br>有害鳥獣駆除には、銃器等厳格な取り扱いが必要となる器具もあることから、駆除従事者の資質確認のための狩猟免許の更新の延長については、慎重な検討を求める。 | ○ 狩猟における事故の発生状況(事故件数、死傷者数(自殺者を除く)及び狩猟免許の取消件数を、獵の種別(鏡・わな・網)及び免許保持者の年齢層別に示していただきたい(直近の過去5年分))<br><br>○ 狩猟免許の有効期間延長により、狩猟に必要な能力が不足している者を発見する機会が減少し、安全確保が困難になると懸念しているが、例えば、比較的の危険性の低い猟法(わな網、網獵)に限って免許期間を延長する。高齢者以外の年齢層で免許期間を延長する。一定年数以上、事故、違反を起こしていない狩猟者について免許期間を延長する等の弾力的な免許制度とすることで、安全確保を図りつつ狩猟免許保持者の人材を確保すべきと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。   | C 対応不可  | わな網については、近年、くりわなに小学生や高齢者がかかる人身事故が毎年発生しており、さらに、近年のわな網免許者の急増(H19:約52000人→H23:約73000人)に伴い、このような事故が今後増加することと懸念されている。<br>また、本件は被害を及ぼす鳥獣の捕獲のため手を確保するための提案と理解しているが、そもそも網獵は、全国的に甚大な被害を及ぼしているシカやイノシシ等の獣類を捕獲するための猟法ではなく、捕獲実績(これまで報告されていない)のため、網獵免許の期間の延長は、その意義が不明であるとも関わらず、不適格者の発見機会を減らすことになる。   | [再掲]<br>【環境省】<br>(5)鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平14法88)<br>狩猟免許の有効期間(44条2項)については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平26法46)の施行状況を踏まえ、都道府県の意見や安全確保に留意しつつ、狩猟者確保のための総合的な方策の一環として、その在り方を検討し、必要な措置を講ずる。 |          |
| 115  | 一般廃棄物収集運搬業の許可期間の延長 |   | 【全国市長会】<br>提案団体の意見を十分尊重されたい。   | ○ 現在の許可の期間では、事業者の事業の安定性は確保できないのではないか。<br>○ 許可期間の延長により、一般廃棄物処理計画の変更に伴い事業者の事業活動との不整合に対する適切な対応が困難になると、貴省は懸念しているが、仮に優良産廃処理業者認定制度における基準等を参考とした場合、三豊市においては許可業者21社のうち2社程度と想定される。<br>一定の基準により、許可期間を延長する業者数を限るのであれば、実施計画と事業活動との整合性の確保は可能と考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。<br>○ 優良事業者に許可期間の特例というメリットを与えることにより、他の許可業者がそれを目標と高い志を持って業務に当たるようになり、適活性や事業の透明性の向上が図られるとともに、優良事業者が行政の補完的立場を伴った事業活動を展開するシステムの構築が可能となるのではないか。 | C 対応不可  | ○ 許可期間が延長された場合、許可業者は4年間にわたり収集運搬業を行うことになるが、その後市町村内での一般廃棄物排出量が減少した場合、本来であれば一般廃棄物処理計画を見直して業者同士について競争を見直すが、それが行われることなく、他の許可業者も競争する形で生活環境保護上のリスクが取れなくなることに、許可期間が不正確な結果生じてしまうことにつながる。<br>○ 現行の許可期間の下で、事業者側から、事業の安定性確保の観点で許可期間延長を希望はされておらず、特段の問題はないものと考える。また、一部の事業者団体からは、許可期間の延長は、廃棄物処理法の体系において整合性が取れず、生活環境保護上のリスクが取れなくなることに、許可期間が不正確な結果生じてしまうことにつながる。<br>○ 一般廃棄物処理業者は、業者同士が競争する形で生活環境保護上のリスクが取れなくなることに、許可期間が不正確な結果生じてしまうことにつながる。<br>○ 現行の許可期間の下で、事業者側から、事業の安定性確保の観点で許可期間延長を希望はされておらず、特段の問題はないものと考える。また、一部の事業者団体からは、許可期間の延長は、廃棄物処理法の体系において整合性が取れず、生活環境保護上のリスクが取れなくなることに、許可期間が不正確な結果生じてしまうことにつながる。<br>○ 一般廃棄物処理業者は、業者同士が競争する形で生活環境保護上のリスクが取れなくなることに、許可期間が不正確な結果生じてしまうことにつながる。<br>○ 提業者の主張のように、僅かな数の業者のみが優良業者に該当すると仮定した場合、行政が優良業者認定制度を導入する意図などはない。<br>○ 一般廃棄物収集運搬業は、優良業者認定制度の創設された一般廃棄物収集運搬業と異なり、そもそも原則的に不適正行為の事例が少なく、高い適活性を有する業種である。また、一般廃棄物処理計画の下で、市町村による一般廃棄物の収集運搬が困難な場合のみ許可が付与される仕組みとなっていることから、行政と密接に連携し、行政の権利的立場で業者を擁護していく立場である。そのため、一般廃棄物処理計画と許可期間との整合性を維持していく意図ではないものと考えられる。 |   |          |

| 管理番号  | 提案事項<br>(事項名)                             | 求める措置の具体的な内容   | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等   | 根拠法令等   | その他(特記事項) | 制度の所管・<br>関係府省庁 | 提案団体   | 各府省からの第1次回答   |   | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見 |
|-------|---|--|---|---|-----------|-----------------|--|---|---|---------------------------|
|       |   |  |   |   |           |                 |  | 区分  | 回答  |                           |
| 846   | 複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業等の許可に係る規制緩和         | 産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合、それぞれの都道府県ごとに許可を要するため、事務手続や経費にかかる負担が大きい。<br><br>事業者にとって、書類作成に係る業務負担及び経費(手数料)の削減が図られる。また、県ごとでも、事務負担の軽減が図られる。<br><br>(参考)<br>(1) 許可件数(平成22年現在)<br>(1) 産業廃棄物収集運搬業 1,473件<br>(うち県外業者と積替保管施設なし 349件)<br>(2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業 220件<br>(うち県外業者と積替保管施設なし 93件)<br><br>(2) 事務手数料<br>・産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 81,000円/件<br>・産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 73,000円/件<br>・産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 71,000円/件<br>・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 81,000円/件<br>・特別産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 74,000円/件<br>・特別産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 72,000円/件 | 事業者の処理及び清掃に関する法律<br>第14条第1項、同条第2項、第14条の2第1項、第14条の2第1項、第14条の2第1項、同条第2項、第14条の2第1項、同条第11項  | 環境省   | 愛媛県       | C 対応不可          | ○ 他の産業廃棄物の収集又は運搬及び処分を事業として行なう者については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに、産業廃棄物処理規則の許可を要しているところにあつては、このうちの規制が課せられる規制としては、産業廃棄物の受け渡しと同時に危険性が変わられたため、産業廃棄物危険度規則があり、生活衛生保護上の危険が生じる可能性があること。<br>○ 産業廃棄物の受け渡しと同時に危険性が変わられたため、産業廃棄物危険度規則があり、その内容は、危険度規則の規定によるものと同一である。<br>○ これらの規制は、業者として産業廃棄物の処理を行なう行為を一般的に禁止したこと、必要な施設・能力を有し、かつ、必要な条件が該当しないことを検査したうえで、産業廃棄物の処理を許可して実施することができると認められる者についてのみ当該行為を行うことができるということである。<br>○ 提案は、積替え保管を伴わない収集運搬業に限っており、マニフェスト制度を導入している現状において、収集運搬のみでの不適正処理の可能性は低いと考える。<br>○ 産業廃棄物の収集運搬業の許可の合理化(平成22年政令改正)は、事業者、行政を含めて許可申請に係る規制的なコスト削減という観点から行ったのではないか。<br>○ 産業廃棄物の収集運搬業の許可申請の件数や事務手数料の負担軽減を実現したものである。軽減した事務手数料を、現場の指導監督等にててることも可能となる。また、兎格条件既性確認のための警察や市町村への照会等事務の削減も見込まれる。 | ○ 提案は、積替え保管を伴わない収集運搬業に限っており、マニフェスト制度を導入している現状において、収集運搬のみでの不適正処理の可能性は低いと考える。<br>○ 産業廃棄物の収集運搬業の許可の合理化(平成22年政令改正)は、事業者、行政を含めて許可申請に係る規制的なコスト削減という観点から行ったのではないか。<br>○ 産業廃棄物の収集運搬業の許可申請の件数や事務手数料の負担軽減を実現したものである。軽減した事務手数料を、現場の指導監督等にててることも可能となる。また、兎格条件既性確認のための警察や市町村への照会等事務の削減も見込まれる。  |   |                           |
| 220-1 | 循環型社会形成推進交付金(焼却炉設解体及び廃棄物処理施設の改良等)の補助要件の緩和 | 【焼却炉設解体及び廃棄物処理施設の改良等に係る補助要件の緩和】<br>現在、焼却炉設解体と廃棄物処理施設を併せて改修する場合、費用の約60%が支援されるが、跡地利用計画がなく更地にする場合は、経費の約30%の支援(特別交付税措置)のみである。<br>上記2点の基準等の緩和をお願いしたい。   | 焼却炉設解体について<br>【制度改正の必要性】現在、尼崎市では、廃止し未撤去の焼却施設が2施設ある。本来であれば旧施設を解体の上、建替えるべきであったが、環境基準の緩和により焼却炉設解体と廃棄物処理施設を併せて改修する場合、費用の約60%が支援されるが、跡地利用計画がなく更地にする場合は、経費の約30%の支援(特別交付税措置)のみである。<br>焼却炉設解体の改良・改良の交付手数料について<br>【制度改正の必要性】改良・改良の交付手数料については、そのまま維持した場合、17年ほどで寿命を迎えるため、建設から8年目頃に大規模な改良・改造を行なう延命するのが通常であるが、現在の要綱上、年間C02排出量について3%以上の改善が必要となっている。現在、尼崎市は主に稼動している2工場の年間C02排出量は1,130t(24年度)で、既にC02削減効果の高い施設となっており、3%相当の効果を出すため尼崎市ではメーカーと検討を重ねたが、<br>・費用が莫大に係ること<br>・莫大な費用をかけても達成できるかはわからないこと<br>などの理由により、交付申請を見送っている。 | 平成18年1月13日付環境対策課長通知<br>【焼却炉設解体の促進について】<br>循環型社会形成推進交付金交付手数料<br>【制度改正の必要性】改良・改良の交付手数料については、そのまま維持した場合、17年ほどで寿命を迎えるため、建設から8年目頃に大規模な改良・改造を行なう延命するのが通常であるが、現在の要綱上、年間C02排出量について3%以上の改善が必要となっている。現在、尼崎市は主に稼動している2工場の年間C02排出量は1,130t(24年度)で、既にC02削減効果の高い施設となっており、3%相当の効果を出すため尼崎市ではメーカーと検討を重ねたが、<br>・費用が莫大に係ること<br>・莫大な費用をかけても達成できるかはわからないこと<br>などの理由により、交付申請を見送っている。 | 環境省       | 尼崎市             | C 対応不可   | 本市のように入口が密集した都市部においては、焼却施設の整備について、住民理解を得ることが難しい状況となっていることから、新規用地を含め、廃棄物処理に影響が出ないよう、都市計画決定を行い、計画的に施設更新を行っているものである。<br>また、人口減少社会において、3Rを推進していく中で、既存施設の長寿化を図っていくことが必要となっており、これまでより施設の更新サイクルを長くしていく必要があります。<br>一方で、利用を終えた施設を放置することは、震災時の倒壊など、周辺地域へのリスクを残すことになる。<br>また、このことから、焼却施設については、老朽化により倒壊等の危険がある施設を解体・撤去した上で、次期焼却施設の整備までの間、適切に管理を行つとともに、現在運転中の焼却施設については、施設の長寿化のための改良等を実施していくものであり、これらを長期スパンでの廃棄物処理施設整備事業として捉える中で、基準等の緩和等についてお願いしたい。 | 本市のように入口が密集した都市部においては、焼却施設の整備について、住民理解を得ることが難しい状況となっていることから、新規用地を含め、廃棄物処理に影響が出ないよう、都市計画決定を行い、計画的に施設更新を行っているものである。<br>また、人口減少社会において、3Rを推進していく中で、既存施設の長寿化を図っていくことが必要となっており、これまでより施設の更新サイクルを長くしていく必要があります。<br>一方で、利用を終えた施設を放置することは、震災時の倒壊など、周辺地域へのリスクを残すことになる。<br>また、このことから、焼却施設については、老朽化により倒壊等の危険がある施設を解体・撤去した上で、次期焼却施設の整備までの間、適切に管理を行つとともに、現在運転中の焼却施設については、施設の長寿化のための改良等を実施していくものであり、これらを長期スパンでの廃棄物処理施設整備事業として捉える中で、基準等の緩和等についてお願いしたい。 |                           |
| 220-2 | 循環型社会形成推進交付金(焼却炉設解体及び廃棄物処理施設の改良等)の補助要件の緩和 | 【焼却炉設解体及び廃棄物処理施設の改良等に係る補助要件の緩和】<br>現在、焼却炉設解体と廃棄物処理施設を併せて改修する場合、費用の約60%が支援されるが、跡地利用計画がなく更地にする場合は、経費の約30%の支援(特別交付税措置)のみである。<br>また、廃棄物処理施設の改良・改良の交付手数料について<br>【制度改正の必要性】改良・改良の交付手数料については、そのまま維持した場合、17年ほどで寿命を迎えるため、建設から8年目頃に大規模な改良・改造を行なう延命するのが通常であるが、現在の要綱上、年間C02排出量について3%以上の改善が必要となっている。現在、尼崎市は主に稼動している2工場の年間C02排出量は1,130t(24年度)で、既にC02削減効果の高い施設となっており、3%相当の効果を出すため尼崎市ではメーカーと検討を重ねたが、<br>・費用が莫大に係ること<br>・莫大な費用をかけても達成できるかはわからないこと<br>などの理由により、交付申請を見送っている。  | 平成18年1月13日付環境対策課長通知<br>【焼却炉設解体の促進について】<br>循環型社会形成推進交付金交付手数料<br>【制度改正の必要性】改良・改良の交付手数料については、そのまま維持した場合、17年ほどで寿命を迎えるため、建設から8年目頃に大規模な改良・改造を行なう延命するのが通常であるが、現在の要綱上、年間C02排出量について3%以上の改善が必要となっている。現在、尼崎市は主に稼動している2工場の年間C02排出量は1,130t(24年度)で、既にC02削減効果の高い施設となっており、3%相当の効果を出すため尼崎市ではメーカーと検討を重ねたが、<br>・費用が莫大に係ること<br>・莫大な費用をかけても達成できるかはわからないこと<br>などの理由により、交付申請を見送っている。   | 環境省   | 尼崎市       | C 対応不可          | 本市のように入口が密集した都市部においては、焼却施設の整備について、住民理解を得ることが難しい状況となっていることから、新規用地を含め、廃棄物処理に影響が出ないよう、都市計画決定を行い、計画的に施設更新を行っているものである。<br>また、人口減少社会において、3Rを推進していく中で、既存施設の長寿化を図っていくことが必要となっており、これまでより施設の更新サイクルを長くしていく必要があります。<br>一方で、利用を終えた施設を放置することは、震災時の倒壊など、周辺地域へのリスクを残すことになる。<br>また、このことから、焼却施設については、老朽化により倒壊等の危険がある施設を解体・撤去した上で、次期焼却施設の整備までの間、適切に管理を行つとともに、現在運転中の焼却施設については、施設の長寿化のための改良等を実施していくものであり、これらを長期スパンでの廃棄物処理施設整備事業として捉える中で、基準等の緩和等についてお願いしたい。  | 本市のように入口が密集した都市部においては、焼却施設の整備について、住民理解を得ることが難しい状況となっていることから、新規用地を含め、廃棄物処理に影響が出ないよう、都市計画決定を行い、計画的に施設更新を行っているものである。<br>また、人口減少社会において、3Rを推進していく中で、既存施設の長寿化を図っていくことが必要となっており、これまでより施設の更新サイクルを長くしていく必要があります。<br>一方で、利用を終えた施設を放置することは、震災時の倒壊など、周辺地域へのリスクを残すことになる。<br>また、このことから、焼却施設については、老朽化により倒壊等の危険がある施設を解体・撤去した上で、次期焼却施設の整備までの間、適切に管理を行つとともに、現在運転中の焼却施設については、施設の長寿化のための改良等を実施していくものであり、これらを長期スパンでの廃棄物処理施設整備事業として捉える中で、基準等の緩和等についてお願いしたい。 |   |                           |

| 管理番号  | 提案事項<br>(事項名)                              | 全国知事会からの意見                            | 全国市長会・全国町村会からの意見  | 重複事項58項目について<br>提案募集専門部会から指摘された<br>主な再検討の視点 | 各府省からの第2次回答   |   | 最終的な調整結果 |
|-------|--|---------------------------------------|---|---|---|---|----------|
|       |  | 意見                                    | 意見  |   | 区分  | 回答  |          |
| 84    | 複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業等の許可に係る規制緩和          | 【全国市長会】<br>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 | ○申請者の能力に係る基準及び欠格要件該当性については、主たる事務所を所管する自治体の許可事務において審査すれば足り、複数の都道府県がそれぞれ審査・許可する必要はないと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。<br>○平成22年、中央環境審議会の専門委員会での議論を踏まえ、貴省が示された懸念である事業者に関する情報を各許可権者が共存するための仕組みの構築を行ことにより、収集運搬業者同士手続きの合理化を図るべきではないか。一方で、貴省の回答内容によれば、各自の職能・権限を明確に定めることによっていいのではないか。<br>○産業廃棄物行政情報システムを改修し、申請事業者の基本的事項（申請者の能力に係る基準及び欠格要件該当性）、許可内容、行政指導、部分の審査を自治体間で共通化することによりれば、主たる事務所を所管する都道府県のみの許可で足りるとしても、現在の産業廃棄物処理法と同水準の指導監督レベルを保てると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 | C 対応不可                                      | ○一度差し戻して西に示したところ、産業廃棄物の処理を東として行おうとする者に産業廃棄物処理業の許可を必要としているのは、(1)産業廃棄物は、自由な船理にせざる者ぞんまいに扱われる者それがあつて、生活環境を全く上の支障がはじむ可能性があることや、(2)産業廃棄物の処理委託は、当該産業廃棄物の受入渡しに同時に処理料金が支払われるため、産業廃棄物処理業者が、その処理コストを提出せずに不正な処理等の不適切な行為を行ふことを防ぐためなどとが考へられたものである。実際、マコロース制度導入後に、産業廃棄物収集運搬業者による不適切処理事があり、収集運搬業者あれば不適正処理の実態は低いとは言えまい。<br>○平成22年に産業廃棄物収集運搬業の公認化による産業廃棄物処理法の改正を検討した際の中環審議会等における議論においても、事務コスト削減だけではなく、むしろ不適正処理に対する都道府県等による指導監督が強化されるべきかも重要なとされている。不適正処理に対する都道府県等による指導監督が強化されることは、どうぞ自らから、不適正処理事業者が発生した際には許可権限を有するとして、作成の監視も含めて十分な取締りを行なうことができるよう、許可主と取締り主体は同一とすることが適当。<br>○また、ご質問の産業廃棄物の盛合について、許可取得の対象自治体を申請者の主たる事務所とした場合、当該事務所の立地自治体は大都市圏に屬していることが多いと考えられるが、大都市圏の都道府県等に係る自治体の許可権限は、原則として、財政力と資源等の多寡不分の割合に比例して、他の都道府県等に不適正処理を行なうことを防ぐことが求められることがあると考えられる。しかしながら、他の都道府県等における不適正処理を理由として許可取消しの部分を行なうことは、区域内の不適正処理事業者の皆様が各自治体で共通、行政指導等の手続を一層の簡素化となるよう努め、行政の産業廃棄物行政情報システムの充実・改善について、今後検討を進めて参りたい。こうした取組により、関係自治体間で情報の共有を図り、各自治体における許可事務等も容易に、その負担軽減を進めてまいりたい。 | 6[環境省]<br>(2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)<br>(1)産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可(14条)1項及び14条の4第1項)については、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県等ごとに許可を要することとされている現行制度において、欠格要件該当性等の審査に必要な情報を許可主間に共有し、審査に係る行政の事務負担の軽減を図るため、現行の産業廃棄物行政情報システムの充実・改善を行なう。 |          |
| 220-1 | 循環型社会形成推進交付金(廃焼却施設解体及び廃棄物処理施設の改良等)の補助要件の緩和 | 【全国市長会】<br>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 |   | C 対応不可                                      | 1次回答とのおり、循環型社会形成推進交付金は公債発行対象経費であるとか、後世にも利用される施設の整備に係る事業のみが交付対象となる。なお、多くの廃棄物処理施設が更新時期を迎えていくこともあり、市町村等から本交付金に係る要望額が急激に増加しているが、現在の予算規模では要望に応えられていない状況である。財政当局からもコスト縮減を強く求められている中、交付対象を拡大することは非常に困難である。   |   |          |
| 220-2 | 循環型社会形成推進交付金(廃焼却施設解体及び廃棄物処理施設の改良等)の補助要件の緩和 | 【全国市長会】<br>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 |   | C 対応不可                                      | 1次回答とのおり、循環型社会形成推進交付金は、災害対策や地球温暖化対策等、循環型社会の形成の推進の観点から既に廃棄物処理施設の整備に対して、市町村を財政支援する制度である。このような交付金制度の趣旨やその目的を理解すると、二酸化炭素排出削減量の基準の緩和は困難であると言える。なお、更新需要の増大を踏まえ、施設の更新時期の平準化する施設の改良・改造による最適化の実現を重点的に支援するため、長寿化及び地球温暖化対策を推進するという事業の目的も踏まえた上で、引き続き支援メニューについては検討してまいりたい。   |   |          |

| 管理番号  | 提案事項<br>(事項名)                              | 求める措置の具体的な内容  | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等   | 根拠法令等   | その他(特記事項)   | 制度の所管・<br>関係府省庁 | 提案団体              | 各府省からの第1次回答   |  | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見 |  |
|-------|--|---|---|---|---|-----------------|-------------------|---|--|---------------------------|--|
|       |  |   |   |   |   |                 |                   | 区分  | 回答   | 意見                        |  |
| 258   | 循環型社会形成推進交付金(廃焼却施設解体)の補助要件の緩和              | ごみ処理施設の広域化を実施した場合、施設の結廃合により廃止施設の解体が必要となるが、廃棄物が形成推進交付金の対象は、施設の解体に合わせて新たな廃棄物処理関連施設の整備を伴う場合に限定されており、跡地利用の場合は交付対象となるうえで条件が緩和されない。また、廃棄物処理施設の解体はダイオキシン飛散防止対策等で莫大な費用を要するため、経済的な問題から解体撤去が進んでいないのが現状である。については、広域化に伴う廃止施設の解体については、新たな廃棄物処理施設を伴わない場合でも、交付対象として扱って頂きたい。  | 【広域化の経緯】<br>国は、ごみ処理施設におけるダイオキシン類対策等適正処理の推進に向け、平成9年3月に「ごみ処理の広域化計画について」(平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省環境整備課長通知)を都道府県に通知し、ごみ処理の広域化を進めている。<br><br>【制度改正の内容】<br>循環型社会形成推進交付金交付取扱要領14-(1)では、廃焼却施設の解体についても新たな廃棄物処理施設を整備する場合にのみ交付対象事業者に含まれるところであるとしている。これをごみ処理広域化に伴う廃止となる廃焼却施設等を交付対象となるうえで条件が緩和されるべきであるとしている。これをごみ処理広域化に伴う廃止となる廃焼却施設等を交付対象とするうえで条件が緩和されるべきであるとしている。<br><br>【制度改正による効果】<br>今回の交付対象性の緩和を行うことによってこれまで広域化に消耗されるものであるため、廃焼却施設の解体が、広域化の方向性に合致するものである。また、広域化のスピードアップを生かすことによって、地方自治体双方にとって将来的に経費の節減につながる。   | 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領14-(1)、別表I-3-1-(11)   | 【現行制度の実情】について別紙に記載あり  | 環境省             | 豊橋田原ごみ処理広域化ブロック会議 | C 対応不可  | 循環型社会形成推進交付金においては、跡地での施設整備と一緒に行われる解体も交付対象としているが、これは公共事業である廃棄物処理施設整備事業として実施されるものであるため、解体のみを行なう場合や廃棄物処理施設以外を跡地に整備する場合は、廃棄物処理施設といい社会資本を整備する公共事業費としての性格上、財政支援を行なうことは困難である。<br><br>なお、御提案の中では御指摘のとおり、地方財政法(昭和23年法律第109号)の改正により、平成26年度より公共施設等総合管理制度に基づいて、跡地の公共施設の除却について地元の起債が可能となるたることで、同時に廃焼却施設事業について、地方債(充当率75%)を用いることができるようになつたと承知している。詳細は、総務省の地方債担当部局に問い合わせて顶いた。<br><br>なお、参考1)と参考2)からも、この交付金制度の性格上、廃焼却施設の解体のみの財政支援は対応できないことは理解できるが、平成17年度から循環型社会形成推進交付金制度が進み、跡地利用ができないために交付金が使われず廃焼却解体に踏み切れない支障事例が蓄積されているものと思われる。<br><br>参考2)の通知でも、廃焼却炉解体計画の調査結果によると、廃止されたものの未解体となっている施設は、平成十七年十二月一日現在で全国に六百四十二箇所、うち既往予定施設は二百三十三箇所にまとまっている状況となっています。(略)廃焼却炉解体に対する国による支援制度について、眞管下市町村に對し改めて十分な周知を図るとともに、支援制度の活用によつて廃焼却炉の円滑な解体が促進されるようご指導願います」とあるが、支援制度を活用したその後の状況を新たに調査する必要があると思われる。 |                           |  |
| 872-1 | 循環型社会形成推進交付金(廃焼却施設解体及び廃棄物処理施設の改良等)の補助要件の緩和 | 循環型社会形成推進交付金の交付条件の緩和<br>(1)施設の改良・改修に係る事業の交付条件をCO <sub>2</sub> 排出量から設備の耐用年数も考慮するよう変更すること<br>循環型社会形成推進交付金交付取扱要領では、施設の改良・改修の条件が、「熱回収量の増強、省エネルギー化等につながる設備」であることが基準となっており、施設稼働時のCO <sub>2</sub> 排出量の削減が求められている。このため、長寿命化対策として耐用年数を考慮して必要な設備の改良を行なっているが、かかるわざ、交付対象となる状況が生じていることから、長寿命化につながる施設の改良・改修(基幹的設備改良)が広く交付対象となるよう条件を緩和していく。<br>(2)施設の解体工事をすべて当該交付金の交付対象とすること<br>本市では、市域から発生する廃棄物を安全に処理するために廃棄物処理施設の統合を計画的に進めしており、廃棄物処理施設を廃止・削減することによって、当該交付金の交付条件は、跡地に廃棄物処理施設の整備計画が伴わない解体工事を対象としたものである。施設の解体撤去に際しては、一定の条件の下地方債を活用できる制度が創設されたが、焼却施設を解体する際は、残留ダイオキシン対策や汚染土壌対策工事が必要な施設も多く、一般的な施設解体工事に比べ多額であることから、全ての解体工事を交付対象となるよう条件を緩和してほしい。 | 循環型社会形成推進交付金の交付条件の緩和<br>(1)施設の改良・改修に係る事業の交付条件をCO <sub>2</sub> 排出量から設備の耐用年数も考慮するよう変更すること<br>循環型社会形成推進交付金交付取扱要領では、施設の改良・改修の条件が、「熱回収量の増強、省エネルギー化等につながる設備」であることが基準となっており、施設稼働時のCO <sub>2</sub> 排出量の削減が求められている。このため、長寿命化対策として耐用年数を考慮して必要な設備の改良を行なっているが、かかるわざ、交付対象となる状況が生じていることから、長寿命化につながる施設の改良・改修(基幹的設備改良)が広く交付対象となるよう条件を緩和していく。<br>(2)施設の解体工事をすべて当該交付金の交付対象とすること<br>本市では、市域から発生する廃棄物を安全に処理するために廃棄物処理施設の統合を計画的に進めしており、廃棄物処理施設を廃止・削減することによって、当該交付金の交付条件は、跡地に廃棄物処理施設の整備計画が伴わない解体工事を対象としたものである。施設の解体撤去に際しては、一定の条件の下地方債を活用できる制度が創設されたが、焼却施設を解体する際は、残留ダイオキシン対策や汚染土壌対策工事が必要な施設も多く、一般的な施設解体工事に比べ多額であることから、全ての解体工事を交付対象となるよう条件を緩和してほしい。         |   | 【循環型社会形成推進交付金について】交付<br>日:平成17年4月11日(改訂:平成26年4月1日)<br>環境事務次官通知から各都道府県知事あて)<br>第二ニ義2交付対象事業 | 環境省             | さいたま市             | C 対応不可  | (1)循環型社会形成推進交付金は、災害対策や地球温暖化対策の強化等、循環型社会の形成に推進の観点から優れた廃棄物処理施設の整備に対して、市町村を財政支援する制度である。基幹的設備改良事業では、施設の延命化及び地球温暖化対策に資するものを交付対象事業としている。このような交付金制度の趣旨や国の厳しい財政事情を踏まえると、条件の緩和は困難である。   |                           |  |
| 872-2 | 循環型社会形成推進交付金(廃焼却施設解体及び廃棄物処理施設の改良等)の補助要件の緩和 | 循環型社会形成推進交付金の交付条件の緩和<br>(1)交付対象基準をCO <sub>2</sub> 排出量から設備の耐用年数も考慮すること<br>循環型社会形成推進交付金交付取扱要領では、施設の改良・改修の条件が、「熱回収量の増強、省エネルギー化等につながる設備」であることが基準となっており、施設稼働時のCO <sub>2</sub> 排出量の削減が求められている。このため、長寿命化対策として耐用年数を考慮して必要な設備の改良を行なっているにもかかわらず、交付対象となる状況が生じていることから、長寿命化につながる施設の改良・改修(基幹的設備改良)が広く交付対象となるよう条件を緩和していく。<br>(2)施設の解体工事をすべて当該交付金の交付対象とすること<br>本市では、市域から発生する廃棄物を安全に処理するために廃棄物処理施設の統合を計画的に進めおり、廃棄物処理施設を廃止・削減することによって、当該交付金の交付条件は、跡地に廃棄物処理施設の整備計画が伴わない解体工事に対しては、交付対象となることになっている。施設の解体撤去に際しては、一定の条件の下地方債を活用できる制度が創設されたが、焼却施設を解体する際は、残留ダイオキシン対策や汚染土壌対策工事が必要な施設も多く、一般的な施設解体工事に比べ多額であることから、全ての解体工事を交付対象となるよう条件を緩和してほしい。           | 循環型社会形成推進交付金の交付条件の緩和<br>(1)施設の改良・改修に係る事業の交付条件をCO <sub>2</sub> 排出量から設備の耐用年数も考慮するよう変更すること<br>循環型社会形成推進交付金交付取扱要領では、施設の改良・改修の条件が、「熱回収量の増強、省エネルギー化等につながる設備」であることが基準となっており、施設稼働時のCO <sub>2</sub> 排出量の削減が求められている。このため、長寿命化対策として耐用年数を考慮して必要な設備の改良を行なっているにもかかわらず、交付対象となる状況が生じていることから、長寿命化につながる施設の改良・改修(基幹的設備改良)が広く交付対象となるよう条件を緩和していく。<br>(2)施設の解体工事をすべて当該交付金の交付対象とすること<br>本市では、市域から発生する廃棄物を安全に処理するために廃棄物処理施設の統合を計画的に進めおり、廃棄物処理施設を廃止・削減することによって、当該交付金の交付条件は、跡地に廃棄物処理施設の整備計画が伴わない解体工事に対しては、交付対象となることになっている。施設の解体撤去に際しては、一定の条件の下地方債を活用できる制度が創設されたが、焼却施設を解体する際は、残留ダイオキシン対策や汚染土壌対策工事が必要な施設も多く、一般的な施設解体工事に比べ多額であることから、全ての解体工事を交付対象となるよう条件を緩和してほしい。 | 【循環型社会形成推進交付金について】交付<br>日:平成17年4月11日(改訂:平成26年4月1日)<br>環境事務次官通知から各都道府県知事あて)<br>第二ニ義2交付対象事業 | 環境省   | さいたま市           | C 対応不可            | (2)循環型社会形成推進交付金においては、跡地での施設整備と一緒に行われる解体も交付対象としているが、これは公共事業である廃棄物処理施設整備事業として実施されるものであるため、解体のみを行なう場合や廃棄物処理施設以外を跡地に整備する場合は、廃棄物処理施設といい社会資本を整備する公共事業費としての性格上、財政支援を行なうことは困難である。<br><br>なお、参考1)と参考2)からも、この交付金制度の性格上、廃焼却施設の解体のみの財政支援は対応できないことは理解できるが、平成17年度から循環型社会形成推進交付金制度が進み、跡地利用ができないために交付金が使われず廃焼却解体に踏み切れない支障事例が蓄積されているものと思われる。<br><br>参考2)の通知でも、廃焼却炉解体計画の調査結果によると、廃止されたものの未解体となっている施設は、平成十七年十二月一日現在で全国に六百四十二箇所、うち既往予定施設は二百三十三箇所にまとまっている状況となっています。(略)廃焼却炉解体に対する国による支援制度について、眞管下市町村に對し改めて十分な周知を図るとともに、支援制度の活用によつて廃焼却炉の円滑な解体が促進されるようご指導願います」とあるが、支援制度を活用したその後の状況を新たに調査する必要があると思われる。 |  |                           |  |

| 管理番号  | 提案事項<br>(事項名)  | 全国知事会からの意見           |                            | 全国市長会・全国町村会からの意見<br><br>意見            | 重複事項58項目について<br>提案募集検討専門部会から指摘された<br>主な再検討の視点 | 各府省からの第2次回答 |   | 最終的な調整結果 |
|-------|--|----------------------|----------------------------|---------------------------------------|---|-------------|---|----------|
|       |  | 全国知事会からの意見<br><br>意見 | 全国市長会・全国町村会からの意見<br><br>意見 |                                       |   | 区分          | 回答  |          |
| 258   | 循環型社会形成推進<br>交付金(廃焼却施設解<br>体)の補助要件の緩和                      |                      |                            | 【全国市長会】<br>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 |   | C 対応不可      | 1次回答のとおり、循環型社会形成推進交付金は公債発行対象経費であることから、後世にも利用される施設の整備に係る事業のみが交付対象となる。なお、多くの廃棄物処理施設が更新時期を迎えており、市町村等からの本交付金に係る要望額が急激に増加しているが、現在の予算規模では要望に応えられていない状況である。財政当局からもコスト縮減を強く求められている中、交付対象を拡大することは非常に困難である。 |          |
| 872-1 | 循環型社会形成推進<br>交付金(廃焼却施設解<br>体及び廃棄物処理施<br>設の改良等)の補助要<br>件の緩和 |                      |                            | 【全国市長会】<br>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 |   | C 対応不可      | 提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。   |          |
| 872-2 | 循環型社会形成推進<br>交付金(廃焼却施設解<br>体及び廃棄物処理施<br>設の改良等)の補助要<br>件の緩和 |                      |                            | 【全国市長会】<br>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 |   | C 対応不可      | 提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。   |          |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)                 | 求める措置の具体的な内容   | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等  | 根拠法令等  | その他(特記事項)        | 制度の所管・<br>関係府省庁 | 提案団体    | 各府省からの第1次回答   |  | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見  |
|------|-------------------------------|--|--|--|------------------|-----------------|---------|---|--|--|
|      |                               |  |  |  |                  |                 |         | 区分  | 回答   |  |
| 359  | 浄化槽設置整備事業に係る単独処理浄化槽の撤去補助要件の撤廃 | <p>【支障事例】</p> <p>国では、「浄化槽設置整備事業実施要綱」に基づき、単独処理浄化槽撤去補助を行っているが、同要綱第3において、単独処理浄化槽撤去跡地に合併処理浄化槽を設置する場合及び施工工事の制約により撤去跡地以外に合併処理浄化槽を設置する場合のみ補助対象となっている。</p> <p>このため、「撤去跡地以外に合併処理浄化槽を設置する場合のみ補助対象となるよう補助要件の見直しをさせていただきたい。」</p> <p>【制度改正による影響】</p> <p>当該県独自の補助に係る予算を転換促進策の拡充(配管工事費補助等)に充てなければ、より一層の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽(高度処理型浄化槽)への転換促進が見込めるところである。</p>   | <p>【支障事例】</p> <p>本県は、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼(霞ヶ浦)を抱え、湖沼水質保全計画を策定して水質浄化に取り組んでいる。富農化防止のために、高度処理型浄化槽の設置促進、特に、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽(高度処理型浄化槽への)転換が実績上の課題となっている。</p> <p>国では、「浄化槽設置整備事業実施要綱」に基づき、単独処理浄化槽撤去補助を行っているが、同要綱第3において、単独処理浄化槽撤去跡地に合併処理浄化槽を設置する場合及び施工工事の制約により撤去跡地以外に合併処理浄化槽を設置する場合のみ補助対象となっている。</p> <p>しかし、撤去跡地への合併処理浄化槽の設置は、一定期間トレー等が使用できず不便があること等の理由から、本県ではほとんど該当がなく、補助を利用できていない。</p> <p>こうした状況に鑑み、本県では、個人県民税の超過課税として徴収している「湖沼水質環境税」を活用、上記の場合に県独自の補助を行っているが、財政負担が大きな負担となっている。(補助額は別添のとおり)</p>  | 浄化槽設置整備事業実施要綱第3                                | 別紙あり(県独自補助の補助実績) | 環境省             | 茨城県     | C 対応不可  | 、浄化槽設置整備事業は、本来、浄化槽の整備に要する費用を助成する事業であり、間接的に発生する費用である撤去費用については、助成対象と思われるが、同要綱第3においては、撤去費用や配管工事費から合併処理浄化槽への転換を推進するため、平成18年度より、合併処理浄化槽の設置に伴い単独処理浄化槽の撤去が必要な場合に補助金を要する費用について、特例的に助成対象に追加することとした。また、国として合併処理浄化槽への転換を更に促進するため、当該特例を拡大し、施工工事の制約により撤去跡地以外に合併処理浄化槽を設置する場合についても、助成対象として認めたこととした。撤去費用はあくまで例外的な措置であること、また、国の厳しい財政事情を踏まえると、財源要件については対応が困難である。 | ご回答にあるように、平成12年の浄化槽改正による単独処理浄化槽の設禁止以降、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が補助制度の大規模な目的となっているが、市町村からは「単独処理浄化槽使用者にとってもっとも大きなネックとなっているが、撤去費用や配管工事費等も含めた費用負担が大きくなっているが、撤去費用や配管工事費による単独処理浄化槽の新規設置の禁止を受け、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が実現されない」といった意見が多かった(次いで「情報提供」が128件)。したがって、転換促進のためには、設置費用だけでなく、撤去費用や配管工事費等も含めた費用低減のためのより一層の補助充が必要であると考えられる。本県は、湖沼水質保全特別措置法上の指定湖沼(霞ヶ浦)を抱え、単独処理浄化槽からの転換が『堅緊』の課題となっていることにもご配慮いただき、引き続きご検討をお願いしたい。 |
| 360  | し尿処理施設(環境省)と下水道施設(国土交通省)の統合整備 | <p>【制度改正の必要性】</p> <p>下水道の整備により、その地域の浄化槽やくみ取り便所は減少するため、し尿処理施設は下水道施設が整備された分だけ処理量も減少する。一方、近年、市町村の管理するし尿処理施設は老朽化により建設の時期に来ている。この様な中、下水道の整備が進んだ市町村については、新たにし尿処理施設を建設するよりも下水道施設で一括して処理した方が経済性・効率性の観点から有利である。</p> <p>本県では市町において、人口減少などで下水道施設の処理能力にし尿を受け入れる余裕があつたため、し尿処理施設の建設をせずに、下水道施設と一緒に処理した事例がある。その場合に、し尿等の受入施設は下水道施設とは認められていないため、下水道用地に設置する場合は暫定的な措置として国土交通省より目的外使用承認が必要だった。また、し尿等の受入施設は、前処理のみを行い、最終目的の屎の処理をしないため、し尿処理施設としても認められず、費用を縮減してもしからず市町村の単独施設への対応となつた。このためし尿等の受入施設を下水道施設として位置づけ、目的外使用承認を不承認し、社会資本整備交付金の対象に入ることを提案する。</p> <p>また、現在も1市2町で同様な対応を検討しているが、1市につけては屎の量が多く、下水道計画処理能力を超えるため下水道施設では受入が厳しい状態。このため、総合的に下水道施設と下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利なため、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができるなどと併せて提案する。</p> | <p>【制度改正の必要性】</p> <p>下水道の整備により、その地域の浄化槽やくみ取り便所は減少するため、し尿処理施設は下水道施設が整備された分だけ処理量も減少する。一方、近年、市町村の管理するし尿処理施設は老朽化により建設の時期に来ている。この様な中、下水道の整備が進んだ市町村については、新たにし尿処理施設を建設するよりも下水道施設で一括して処理した方が経済性・効率性の観点から有利である。</p> <p>本県では市町において、人口減少などで下水道施設の処理能力にし尿を受け入れる余裕があつたため、し尿処理施設の建設をせずに、下水道施設と一緒に処理した事例がある。その場合に、し尿等の受入施設は下水道施設とは認められていないため、下水道用地に設置する場合は暫定的な措置として国土交通省より目的外使用承認が必要だった。また、し尿等の受入施設は、前処理のみを行い、最終目的の屎の処理をしないため、し尿処理施設としても認められず、費用を縮減してもしからず市町村の単独施設への対応となつた。このためし尿等の受入施設を下水道施設として位置づけ、目的外使用承認を不承認し、社会資本整備交付金の対象に入ることを提案する。</p> <p>また、現在も1市2町で同様な対応を検討しているが、1市につけては屎の量が多く、下水道計画処理能力を超えるため下水道施設では受入が厳しい状態。このため、総合的に下水道施設と下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利なため、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができるなどと併せて提案する。</p> | 社会資本整備総合交付金交付要綱下水道法第4条                         | 長崎県提案分           | 環境省、国土交通省       | 九州地方知事会 | C 対応不可  | 下水道施設は、下水道処理区域の下水を処理するための施設の施設であり、下水道処理区域外のし尿等を受け入れるための施設を下水道施設とする上では、施設の扱いについては、まずは、し尿等を下水処理場で処理している事例收集、課題点、今後のニーズ等について全国的な調査をおこなって参ります。   | 自治体の財政改革が厳しい中で、し尿処理施設と下水道施設の統合整備は後々多くの自治体で実現されることと考えております。   |
| 640  | 産業廃棄物処理に関する規制緩和               | <p>【支障・制度改正の必要性】</p> <p>長崎県内のFRP漁船は老朽化が進んでおり、漁業者の高齢化や廃業に伴い、今後廃漁船に対するみられないが、漁船の多い離島等では、大村市にあるFRP船リサイクル処理場をはじめ島外の産廃分場に搬出する必要があるものの、産業廃棄物業者に対する規制緩和によって、漁業者の処分料金が安いため、一部では漁船登録抹消後に不法に放置されている事例も明らかである。</p> <p>FRP漁船の廃船処理について、地元造船所や漁協が漁業者から持込まれた漁船を解体・集積し、まとめて島外処分場への搬出ができるよう、例外的に産業廃棄物業者に規制緩和の許可を不要とする規制緩和を行なうことで、漁業者の処分料金が安くなるものである。</p> <p>【参考】</p> <p>長崎県内のFRP漁船数は約2千隻で、うち20年以上約1千隻、30年以上約10千隻</p> <p>FRPリサイクルシステムは、県内では大村市の1箇所のみ。搬入は年3回。</p>   | <p>【支障・制度改正の必要性】</p> <p>長崎県内のFRP漁船は老朽化が進んでおり、漁業者の高齢化や廃業に伴い、今後廃漁船に対するみられないが、漁船の多い離島等では、大村市にあるFRP船リサイクル処理場をはじめ島外の産廃分場に搬出する必要があるものの、産業廃棄物業者に対する規制緩和によって、漁業者の処分料金が安いため、一部では漁船登録抹消後に不法に放置されている事例も明らかである。</p> <p>FRP漁船の廃船処理について、地元造船所や漁協が漁業者から持込まれた漁船を解体・集積し、まとめて島外処分場への搬出ができるよう、例外的に産業廃棄物業者に規制緩和の許可を不要とする規制緩和を行なうことで、漁業者の処分料金が安くなるものである。</p> <p>【参考】</p> <p>長崎県内のFRP漁船数は約2千隻で、うち20年以上約1千隻、30年以上約10千隻</p> <p>FRPリサイクルシステムは、県内では大村市の1箇所のみ。搬入は年3回。</p>   | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条<br>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条 | 環境省              | 長崎県             | C 対応不可  | 貴県の要望内容によると、廃棄物処理業の許可不要とする理由としては、現行のFRPリサイクルシステムによる支障(処理コスト・搬入回数)によっては処分業者の許可を得取れないためである。 | 貴業界の要望内容によると、廃棄物処理業の許可不要とする理由としては、現行のFRPリサイクルシステムによる支障(処理コスト・搬入回数)によっては処分業者の許可が必要となる。  |  |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)                             | 全国知事会からの意見 | 全国市長会・全国町村会からの意見   | 重点事項58項目について<br>提案募集検討専門部会から指摘された<br>主な再検討の視点 | 各府省からの第2次回答           |  | 最終的な調整結果   |
|------|---|------------|--|---|-----------------------|--|--|
|      |   | 意見         | 意見   |   | 区分                    | 回答   |  |
| 350  | 浄化槽設置整備事業<br>に係る単独処理浄化<br>槽の撤去補助要件の<br>撤廃 |            | 【全国市長会】<br>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。  |   | C 対応不可                | 浄化槽設置整備事業は、公共事業費であることから、後世に利用される施設の整備に係る事業のみが対象であり、合併処理浄化槽の整備にあたり、既設の単独処理浄化槽の撤去が必要な場合、一体として撤去費についても特例的に助成しているものである。<br>なお、本事業に係る要望額が増加しているところであるが、現在の予算規模では要望に応えられない状況であり、財政当局からもコスト縮減を強く要請されている中、交付対象を拡大することは非常に困難である。  |  |
| 380  | し尿処理施設(環境省)<br>と下水道施設(国土交<br>通省)の統合整備     |            | 【全国市長会】<br>提案に賛同する。<br>ただし、公共下水道事業の無制限な拡張や費用の原<br>因者負担の原則の崩壊につながらないよう配慮いた<br>だきたい。 |   | C 対応不可                | 頂いたご意見に配慮しつつ、調査等を行ってまいります。   |  |
| 640  | 産業廃棄物処理に係<br>る規制緩和                        |            | 【全国市長会】<br>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。  |   | D 現行規定<br>により対応可<br>能 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)。以下「廃棄物<br>処理法」という。」における「处分」とは、廃棄物を物理的、化学的又は生物学的<br>的手段によつて形態、外観、内容等について変化させる行為をいふが、簡単<br>な手選別等収集運搬に伴う簡易な作業であれば、収集運搬事業の範囲と考<br>えられる。したがつて、貴県における判断の結果、JRや船舶の運搬を効率<br>化させるための簡便な解体行為が「収集・運搬」に伴う積替え保管に該当す<br>ると認められるのであれば、当該解体行為は廃棄物処理法上の「处分」には<br>当たらず、産業廃棄物処分業の取得は不要となる。<br><br>したがつて、本要望の内容を実現せざとも、現行制度下において対応可能と<br>考えられる。 | 【環境省】<br>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)<br>(i) 廃FRP漁船の運搬を効率化させるための簡単な解体行為については、<br>収集運搬に伴う積替え保管に該当するものとして、廃棄物の処理及び清掃に<br>関する法律上の处分には当たらず、産業廃棄物処分業の許可(14条6項)<br>の取得を不要とすることが可能であることを、都道府県等に周知する。 |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)                           | 求める措置の具体的な内容   | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等  | 根拠法令等  | その他(特記事項)   | 制度の所管・関係府省庁 | 提案団体          | 各府省からの第1次回答  |  | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見   |
|------|---|--|--|--|---|-------------|---------------|--|--|---|
|      |   |  |  |  |   |             |               | 区分   | 回答   |   |
| 659  | 環境影響評価法に基づく方法書等についての指定都市から事業者の意見提出機会の拡大 | 環境影響評価法の対象事業が指定都市の市域内に行われる場合について、環境影響を及ぼす場合にあっては、事業者に直接意見を述べることとする。<br>【法律事例】<br>大規模事業者の場合、地域環境への影響が大きな影響を与えることになると、その市町村にまたがる場合には、市長が意見を事業者に直接意見を述べることができることとする。<br>【法律事例】<br>県知事が複数の市長意見をまとめるため、事業者に提出する意見書には、各市長の個別・具体的な意見が記載されない場合もある。そのため、環境影響評価書に掲載された意見に対する事業者の見解では、市長意見の評価書への具体的な反映状況が確認できない、あるいは、市民等へ市長意見の反映状況の具体的な説明ができるという支障がある。<br>【制度改正の必要性】<br>地域住民の最も身近な環境保全に対する配慮する立場にある市長が、直接事業者に意見を述べることが可能なようとする必要性があり、多数の市民を有する政令市が直接事業者へ意見を提出し、市長意見に対する見解を示すこととするよう法改正を求めるもの。<br>【懸念の解消策】<br>事業者側の事務負担の増加について懸念されることがあるが、現行の制度においても、県知事に提出する市長意見の形成手続きとして市の審議会での審議を行っており、大幅な負担増加にはつながらないと考えられる。 | 【制度の経緯】<br>平成24年4月から、環境影響評価法の改正により、対象事業に係る環境影響を受けうる範囲であると認められる地域の全部が施行令第11条に定める市の区域に含まれるのである場合は、事業者に対し、当該市の市長が環境保全の見地からの意見を上面により述べるものとされている。<br>【法律事例】<br>大規模事業者の場合、地域環境への影響が大きな影響を与えることになると、その市町村にまたがる場合には、市長が意見を事業者に直接意見を述べることができることとするものとされている。   | 環境影響評価法第10条、第20条   |   | 環境省         | 川崎市           | C 対応不可   | ○本規定は、事業者が隣接している政令市にまたがる場合、互いの市への環境影響が想定されるケース等が想定されることから、都道府県知事が、関係市町村長から述べられた意見を勘案した上で事業者に意見を述べることとしているものである。<br>○環境影響評価法に基づく方法書に対する地方公共団体の意見は、事業者によって同法に基づき環境影響評価の項目を並びに調査、予測等を行うことによるものである。事業者にてては、市長意見の評価書への具体的な反映状況が確認できない、あるいは、市民等へ市長意見の反映状況の具体的な説明ができるという支障がある。<br>○制度改正の必要性<br>地域住民の最も身近な環境保全に対する配慮する立場にある市長が、直接事業者に意見を述べることが可能なようとする必要性があり、多数の市民を有する政令市が直接事業者へ意見を提出し、市長意見に対する見解を示すこととするよう法改正を求めるもの。<br>○懸念の解消策<br>事業者側の事務負担の増加について懸念されることがあるが、現行の制度においても、県知事に提出する市長意見の形成手続きとして市の審議会での審議を行っており、大幅な負担増加にはつながらないと考えられる。     | 環境影響評価制度において事業者が関係自治体の意見を聽くこととしている趣旨は、仮に個々の意見を同時に提出することが困難な場合においても、事業者が、関係自治体の多様な意見を踏まえ、それぞれの意見に対する見解を示すことを通じて、よりよい事業計画づくりに資することであると考える。また、本提案においては、環境影響評価に係る十分な能力及び体制を有する、環境影響評価法施行令第11条で定める市の市長に限定して、事業者にてては、市長意見の評価書への具体的な反映状況が確認できない、あるいは、市民等へ市長意見の反映状況の具体的な説明ができるという支障がある。<br>○制度改正の必要性<br>地域住民の最も身近な環境保全に対する配慮する立場にある市長が、直接事業者に意見を述べることが可能なようとする必要性があり、多数の市民を有する政令市が直接事業者へ意見を提出し、市長意見に対する見解を示すこととするよう法改正を求めるもの。<br>○懸念の解消策<br>事業者にてては、市長意見の評価書への具体的な反映状況が確認できない、あるいは、市民等へ市長意見の反映状況の具体的な説明ができるという支障がある。<br>○制度改正の必要性<br>地域住民の最も身近な環境保全に対する配慮する立場にある市長が、直接事業者に意見を述べることが可能なようとする必要性があり、多数の市民を有する政令市が直接事業者へ意見を提出し、市長意見に対する見解を示すこととするよう法改正を求めるもの。<br>○懸念の解消策<br>事業者にてては、市長意見の評価書への具体的な反映状況が確認できない、あるいは、市民等へ市長意見の反映状況の具体的な説明ができるという支障がある。 |
| 738  | 特定外来生物の防除活動の手続の見直し                      | 既に野に存在する特定外来生物を防除の目的で捕獲又は採取した直後の運搬行為の規制緩和と主務大臣等による認可及び認定手続の簡略化   | 【法律の実情】<br>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)以下「法」という)では、主務大臣等が防除を行わなものとされているが、オオキンケイギク等の特定外来生物に指定された植物等では、地域住民の環境美化活動等を使用した個々の効率的な防除活動が効果的であるとされ、地域住民への情報提供等を実施している。<br>【法律事例】<br>特定外来生物の捕獲又は採取は地域住民でも行うことができるが、特定外来生物を生むを目的とした他の場所に運搬することが規制されているため、地域住民が行なう防除活動の妨げとなる恐れがある。<br>防除に係る確認及び認定には、「防除の従事者に関する事項」等を記載した防除実施計画書を作成する必要があるが、不特定多数の地域住民による防除活動においては、その従事者管理が困難であり、また、不特定多数の地域住民により、広域範囲で複数の防除活動が行われた際には、防除活動実施後のモニタリング作業が極めて困難である。<br>【制度改正の必要性】<br>特定外来生物の防除推進のため、防除を行なう主務大臣等による防除活動の促進、既に野に存在する特定外来生物を捕獲又は採取した直後の運搬行為の規制緩和、地方公团及び地域住民等による防除活動に係る手続等の簡略化のための見直しを望むる。<br>【解消策】<br>法第4条における飼養等禁止の規制緩和並びに法施行規則第23条、第24条及び第25条における各種手続き等の簡略化<br>【効果】<br>地域住民の環境美化活動等を活用した、オオキンケイギク等の植物の特定外来生物に対する防除活動が容易となり、生態系に係る被害を防止し生物多様性の確保に資することができる。 | 既に野に存在する特定外来生物を防除の目的で捕獲又は採取した直後の運搬行為の規制緩和と主務大臣等による認可及び認定手続の簡略化 | 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第4条、第9条、第11条及び第18条<br>法施行規則第2条、施行規則第23条～第27条 | 環境省、農林水産省   | 豊田市           | A 實施   | 防除に伴う特定外来生物の運搬は防除の確認、認定を受けて行うことができるが、これによらない場合でも、防除側体をその場で駆除分又は枯死させてしまうと、一時保管、運搬するには問題がある。<br>また、外來生物法施行規則第2条第1項に規定するように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃法」という)、事業者にてては、市長意見の評価書への具体的な反映状況が確認できない、あるいは、市民等へ市長意見の反映状況の具体的な説明ができるという支障がある。<br>○制度改正の必要性<br>特定外来生物の防除推進のため、防除を行なう主務大臣等による防除活動の促進、既に野に存在する特定外来生物を捕獲又は採取した直後の運搬行為の規制緩和、地方公团及び地域住民等による防除活動に係る手続等の簡略化のための見直しを望むる。<br>【解消策】<br>法第4条における飼養等禁止の規制緩和並びに法施行規則第23条、第24条及び第25条における各種手続き等の簡略化<br>【効果】<br>地域住民の環境美化活動等を活用した、オオキンケイギク等の植物の特定外来生物に対する防除活動が容易となり、生態系に係る被害を防止し生物多様性の確保に資することができる。 | 防除に伴う特定外来生物の運搬は防除の確認、認定を受けて行うことができるが、これによらない場合でも、防除側体をその場で駆除分又は枯死させてしまうと、一時保管、運搬するには問題がある。<br>また、外來生物法施行規則第2条第1項に規定するように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃法」という)、事業者にてては、市長意見の評価書への具体的な反映状況が確認できない、あるいは、市民等へ市長意見の反映状況の具体的な説明ができるという支障がある。<br>○制度改正の必要性<br>特定外来生物の防除推進のため、防除を行なう主務大臣等による防除活動の促進、既に野に存在する特定外来生物を捕獲又は採取した直後の運搬行為の規制緩和、地方公团及び地域住民等による防除活動に係る手続等の簡略化のための見直しを望むる。<br>【解消策】<br>法第4条における飼養等禁止の規制緩和並びに法施行規則第23条、第24条及び第25条における各種手続き等の簡略化<br>【効果】<br>地域住民の環境美化活動等を活用した、オオキンケイギク等の植物の特定外来生物に対する防除活動が容易となり、生態系に係る被害を防止し生物多様性の確保に資することができる。  |
| 740  | 騒音規制法による特定施設の届出制度の廃止等                   | 騒音規制法では、特種施設を設置していない限り、規制基準の適用を受けない。<br>しかし、現状、騒音規制法による特定工場等の数は、829(平成26年3月末現在)と、規制対象の事業場数が圧倒的に多い。<br>【法律事例】<br>平成22年度中の騒音苦情件数は、72件であり、そのうち、特定工場等に係る苦情件数は15件と規制対象外となるカラオケ等の営業騒音に係る苦情件数は11件と比較しても大きな差はない、大半を占める状況である。<br>法第8条に基づく特定施設の数等の変更届出についても、騒音規制法施行規則第6条第3項の規定、数を減少する場合及び直近の届出により届け出た数の二倍以内の場合は届出をしなくとも良いことになっており、行政も事業者にてては特定施設の数について、「現状の数」と「届出の数」を二重管理することになり、負担が大きい。<br>【制度改正の必要性】<br>騒音の発生原因は多岐に渡っており、規制基準の適用を受けない事業場にてては、騒音が難しく対応するか否かが関係がないため。<br>【解消策】<br>全ての事業場を法第5条の規制基準遵守義務の対象とする。<br>法に基づく監視指導が行いやすく、指導結果に対する市民の理解も一層得られる。<br>また、全ての事業場を規制対象とすることで、法第6条～第11条に係る届出制度も不要となる。         | 【地域の実情】<br>本市内の事業場数14,831(平成21年7月実施経済センサスによる)のうち、騒音規制法による特定工場等の数は、829(平成26年3月末現在)と、規制対象の事業場数が圧倒的に多い。<br>【法律事例】<br>平成22年度中の騒音苦情件数は、72件であり、そのうち、特定工場等に係る苦情件数は15件と規制対象外となるカラオケ等の営業騒音に係る苦情件数は11件と比較しても大きな差はない、大半を占める状況である。<br>法第8条に基づく特定施設の数等の変更届出についても、騒音規制法施行規則第6条第3項の規定、数を減少する場合及び直近の届出により届け出た数の二倍以内の場合は届出をしなくとも良いことになっており、行政も事業者にてては特定施設の数について、「現状の数」と「届出の数」を二重管理することになり、負担が大きい。<br>【制度改正の必要性】<br>騒音の発生原因は多岐に渡っており、規制基準の適用を受けない事業場にてては、騒音が難しく対応するか否かが関係がないため。<br>【解消策】<br>全ての事業場を法第5条の規制基準遵守義務の対象とする。<br>法に基づく監視指導が行いやすく、指導結果に対する市民の理解も一層得られる。<br>また、全ての事業場を規制対象とすることで、法第6条～第11条に係る届出制度も不要となる。   | 騒音規制法第5条、第6条～第11条  | 環境省   | 豊田市         | D 現行規定により対応可能 | 騒音規制法第27条の規定により、同法の規制対象外の事業場については各自治体が条例で規制することは妨げられていない。岐阜市や神奈川県等においても、条例による規制を実施しているものもある。<br>また、施設数の把握について、騒音規制法に基づく届出がされていける施設数のほかに、「現状の数」を把握しなければならない理由は不明であるが、「現状の数」を把握するかどうかは各自治体の判断であると考える。<br>さらに、ご提案のように届出制度を廃止すると、特設施設の設置前に、騒音を発生する施設の配置や音源対策について把握・指導することができなくなることになると考える。 | 騒音規制法第27条の規定により、同法の規制対象外の事業場については各自治体が条例で規制することは妨げられていない。岐阜市や神奈川県等においても、条例による規制を実施しているものもある。<br>また、施設数の把握について、騒音規制法に基づく届出がされていける施設数のほかに、「現状の数」を把握しなければならない理由は不明であるが、「現状の数」を把握するかどうかは各自治体の判断であると考える。<br>さらに、ご提案のように届出制度を廃止すると、特設施設の設置前に、騒音を発生する施設の配置や音源対策について把握・指導することができなくなることになると考える。   |   |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)                                   | 全国知事会からの意見                                   | 全国市長会・全国町村会からの意見  | 重複事項58項目について<br>提案募集検討専門部会から指摘された<br>主な再検討の視点 | 各府省からの第2次回答           |   | 最終的な調整結果  |
|------|---|--|---|---|-----------------------|---|---|
|      |   | 意見   | 意見  |   | 区分                    | 回答  |   |
| 659  | 環境影響評価法に基づく方法書等について<br>659 指定都市から事業者への意見提出機会の拡大 | 関係する都道府県の意向を踏まえたうえで、手掛け方<br>式や社会実験による検討を求める。 | 【全国市長会】<br>複数の市町村から個別に意見が寄せられた場合の事業者の負担を考慮し、更なる検討が必要。                         |   | C 対応不可                | 環境影響評価法において、行政主体から出される意見は、それぞれの責任を有する立場から述べられるものであり、意見を受ける側において慎重に受けとめ、事業計画に反映することを検討する必要がある。したがって、例えば、同一県内で、環境影響評価法施行令第11条で定める市長から出された意見と、それ以外の関係市町村長から出された意見(知事が取りまとめた意見)との間に齟齬が見られ、個々の意見を同時に達成することが困難となるおそれが生じた場合に、どの意見を採用するべきかについて事業者に判断させることは困難であり、関係地方公共団体の経意としての意見のとりまとめを行なうことが環境影響評価法の円滑な運用に資すると考える。このため、御提案の制度改正は対応することは困難である。 |   |
| 738  | 特定外来生物の防除活動の手続の見直し                              |  | 【全国市長会】<br>所管省からの回答が「実施」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。                 |   | A 實施                  | 前回回答のとおり、一部現行規定により対応可能であるものの、ご提案を踏まえ、ボランティア等による小規模な防除が推進されるよう、運用の改善について検討を進めている。  | 6【環境省】<br>(6) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平16法78)(農林水産省と共管)<br>特定外来生物の防除活動の手続については、ボランティアによる小規模な防除活動を推進するため、特定外来生物の植物を防除する場合に、逸出しないことが確実であって船を目的として移動させる行為は、禁止される運搬行為に該当しないとする見直しを行う。<br>【措置済み(平成27年1月9日付け環境省自然環境局野生生物課通知)】 |
| 740  | 騒音規制法に係る特<br>定施設の届出制度の<br>廃止等                   |  | 【全国市長会】<br>所管省からの回答が「現行規定により対応可能となつ<br>ているが、事実関係について提案団体との間で十分<br>確認を行うべきである。 |   | D 現行規定<br>により対応可<br>能 | ご指摘のあった「住民の感覚にあった規制対象のあり方」は、一つの重要な観点であると考える。今後、必要な検討を行う際に考慮してまいりたい。   |   |





| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)                   | 求める措置の具体的な内容   | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等   | 根拠法令等                            | その他(特記事項) | 制度の所管・<br>関係府省庁 | 提案団体  | 各府省からの第1次回答   |  | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見   |
|------|---------------------------------|--|---|----------------------------------|-----------|-----------------|-------|---------------|--|---|
|      |                                 |  |   |                                  |           |                 |       | 区分            | 回答   |   |
| 635  | 浄化槽保守点検業の登録制度の合理化               | 【支障事例】<br>現在、浄化槽保守点検業の登録は、浄化槽法に基づき、都道府県及び保健所設置市(又は特別区)において行われている。<br>そのため、営業範囲が保健所設置市とそれ以外の市町村にまたがる事業者においては、都道府県及び保健所設置市の両方に登録が必要である。<br>長崎県にて登録している保守点検業者173者のうち、保健所設置市(長崎市及び佐世保市)において重複登録している事業者は31業者となっている(平成26年5月末現在)。 | 【制度改正の必要性】<br>事業者の行政手続きを緩和する観点から、都道府県及び保健所設置市のどちらか一方において浄化槽保守点検業登録を行うことで、県内で希望する営業範囲での営業を可能とするよう、法改正をお願いしたい。  | 浄化槽法第48条                         |           | 環境省             | 長崎県   | D 現行規定により対応可能 | 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第48条第1項では、都道府県知事の権限に基づく保守点検業の登録制度を都道府県及び保健所設置市(又は特別区)が条例で定めることができる旨規定している。御指摘の登録制度の合理化については各地方自治体の条例において調整することが可能である。 | 条例で調整できるか検討いたします。   |
| 400  | ダイオキシン類発生施設設置届出等受理に関する事務の移譲     | ダイオキシン類の排出の規制等及びダイオキシン類による汚染の状況に関する調査等に関する事務を移譲する。   | 現在、特別区では、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下、「環境確保条例」という。)に基づく「工場」及び「指定作業場」についての設置認可申請届出の受理業務を事務処理特例により行っている。また、ダイオキシン類発生施設設置届出の受理業務は、東京都が行っている。ダイオキシン類対策特別措置法に規定される特例を位置する場合、その多くが環境確保条例に基づく工場あるいは指定作業場の届け出も必要となる。そのため、都と区の窓口の両方に届け出を行わなければならず、事業者に負担を課す状況である。      | ダイオキシン類対策特別措置法第12条～第19条          |           | 環境省             | 特別区長会 | C 対応不可        | 既に東京都の条例により一部の事務について特別区が行うこととされているため、本提案についてもまずは地方自治法第252条の1702(条例による事務処理の特例)の規定による対応の可否を検討すべきと考える。                                    | 本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の趣旨に則り、特別区において検討した結果提出しているもので、地方分権の観点から特別区が行うこととされている事務も含め、法改正により特別区へ事務を移譲するといったものである。また、権限が移譲された場合、現在、事業者が同一の施設について、東京都と特別区それぞれに届け出を行っている状況であること、事業者に対する一貫した指導が可能になると考えられる。 |
| 401  | 特定事業者からの公害防止管理者等の選任届受理に関する事務の移譲 | 相当量のばい煙・汚水・粉じん・騒音、ダイオキシン類を発生させる特定事業者(製造業、電気・ガス・熱供給業)からの公害防止管理者等の選任届の受理に関する事務を移譲する。   | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律では、特定工場に国家資格である公害防止執務者や公害防止管理者を選任した場合は、監督・振動は区へ、ばい煙・汚水等は東京都へ届出を提出することとなっている。一方、東京都の公害の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)では、東京都の公害である公害防止管理者を選任した場合には、区内に届出を要している。このように行政とも言える問題を解決し、工場の公害防止の管理を一元化させるため、特定施設の公害防止執務者の専任届等の事務は区に行うべきものと考える。 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条、第14条 |           | 環境省             | 特別区長会 | C 対応不可        | 既に東京都の条例により一部の事務について特別区が行うこととされているため、本提案についてもまずは地方自治法第252条の1702(条例による事務処理の特例)の規定による対応の可否を検討すべきと考える。                                    | 本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の趣旨に則り、特別区において検討した結果提出しているもので、地方分権の観点から特別区が行うこととされている事務も含め、法改正により特別区へ事務を移譲するといったものである。   |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)                  | 全国知事会からの意見  | 全国市長会・全国町村会からの意見  | 重複事項58項目について<br>提案募集検討専門部会から指摘された<br>主な再検討の視点 | 各府省からの第2次回答   |   | 最終的な調整結果  |
|------|--------------------------------|---|---|---|---------------|---|---|
|      |                                | 意見  | 意見  |   | 区分            | 回答  |   |
| 630  | 浄化槽保守点検業の登録制度の合理化              | 現行の登録制度は地域の実情に応じた要件等で策定していることから、本提案によれば、登録を行う自治体により同一県内で営業する業者間に不平等が生じるため、制度改正は適当ではない。  | 【全国市長会】<br>提案団体の意見を踏まえ積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 |   | D 現行規定により対応可能 | 所管省の回答に対し、提案団体が条例での調整についての検討を了承していることから、当初の回答通り、「D 現行規定により対応可能」とする。 | 6【環境省】<br>(4)浄化槽法(昭58法43)<br>浄化槽保守点検業の登録(48条1項)について、都道府県と保健所設置市又は特別区が協議の上で、地域の実情に応じて、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するという法の目的に照らして適正な登録制度を設けることができることを、地方公共団体に周知する。 |
| 400  | ダイオキシン類発生施設設置届出等受理に関する事務の移譲    | 提案にある法第12条から第19条までの規定は、特定施設の届出等に関するのみの規定であるため、これらの条項のみを移譲しても、現在の総合的大きなダイオキシン類に関する施策を実施していくことは困難である。仮に排出規制の部分に限っても、第8条から第25条の排出規制に関する全ての権限を一括的に運用するのではなくれば、かえって事業者の混乱を招き、さらには、事業者の負担増にもなりかねない。<br>また、提案のあった事項については、都区间で事務配分の協議を行っている最中であるため、今回の提案においては慎重に対応されたい。 | 【全国市長会】<br>提案団体の意見を十分に尊重されたい。   |   | C 対応不可        | 本提案については、都区间で協議中とのことであるので、その協議結果を待って検討の必要性を確認させていただきたい。             | 5【環境省】<br>(4)ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105)<br>特定施設の設置届出等の受理に関する事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。                                     |
| 400  | 特定事業者からの公害防止管理者等の選任届出等の受理事務の移譲 | 提案のあった事項については、都区间で事務配分の協議を行っている最中であるため、今回の検討においては慎重に対応されたい。   | 【全国市長会】<br>提案団体の意見を十分に尊重されたい。   |   | C 対応不可        | 本提案については、都区间で協議中とのことであるので、その協議結果を待って検討の必要性を確認させていただきたい。             | 5【環境省】<br>(3)特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭46法107)<br>特定事業者からの公害防止管理者等の選任届出等の受理事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。                    |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)                               | 求める措置の具体的な内容  | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等   | 根拠法令等      | その他(特記事項) | 制度の所管・<br>関係府省庁 | 提案団体  | 各府省からの第1次回答 |  | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見   |
|------|---|---|---|------------|-----------|-----------------|-------|-------------|--|---|
|      |   |   |   |            |           |                 |       | 区分          | 回答   |   |
| 402  | 排出水の排出の規制及び水質の汚濁の状況の監視等に関する事務の移譲            | 排出水の排出の規制及び水質の汚濁の状況の監視等に関する事務を移譲する。   | 『水質汚濁防止法』に基づく特定施設となる工場の設置届は東京都に提出されている。この中で、東京都では工場から排出される汚水や有害物質などの処理について指導を行っている。一方、東京都の『環境確保条例』による工場認可申請は、区の事務となっており、この中で水質汚濁防止法の規制などと重なっている部分が多くある。また、汚水の公共水域への流出事故等が発生した場合にも、東京都と区で現場に向かい対応しているのが実情である。このような二重行政とも言える問題を解決し、工場の汚水の管理を一元化させるため、特定施設の事務は区が行うべきものと考える。なお、工場認可申請について、都と区で重なっている部分としては、平成23年の水質汚濁防止法改正により、工場に有害物質貯蔵タンクが設置されている場合は、法の規制を受けるようになったが、その部分はとともに東京都環境確保条例で規制している部分であり重複している。また、公共水域への工場排水の流出事故等は、水濁法と環境確保条例の適用を受けるため、都と区の双方が現場出動し調査している。 | 水質汚濁防止法第5条 |           | 環境省             | 特別区長会 | C 対応不可      | 既に東京都の条例により一部の事務について特別区が行うこととされているため、本提案についてもまずは地方自治法第252条の170の2(条例による事務処理の特例)の規定による対応の可否を検討すべきと考える。 | 本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の趣旨に則り、特別区において検討した結果提出しているもので、地方分権の観点から特別区が行うこととされている事務も含め、法改正により特別区へ事務を移譲するといったものである。 |
| 403  | ばい煙の排出規制、粉じんに関する監視等に関する事務の移譲                | ばい煙の排出の規制、粉じんに関する監視、大気の汙染状況の監視等に関する事務を特別区へ移譲する。   | 区の事務である、東京都の『環境確保条例』に規定するばい煙発生施設等には、ばい煙の規制基準がある。一方、東京都の事務である「大気汚染防止法」に基づく特定施設の設置届やばい煙の測定結果等は東京都に提出され、公衆浴場などで発生する煙突からのばい煙の苦情の多くは区内に寄せられており、都区で個別に処理することは合理的ではなく、公害苦情としての適切な対応が困難な状況にある。このため、大気汚染防止法の特定施設の設置の受理などに関する事務についても、区が一元管理すべきものと考える。   | 大気汚染防止法第6条 |           | 環境省             | 特別区長会 | C 対応不可      | 既に東京都の条例により一部の事務について特別区が行うこととされているため、本提案についてもまずは地方自治法第252条の170の2(条例による事務処理の特例)の規定による対応の可否を検討すべきと考える。 | 本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の趣旨に則り、特別区において検討した結果提出しているもので、地方分権の観点から特別区が行うこととされている事務も含め、法改正により特別区へ事務を移譲するといったものである。 |
| 404  | 土壤汚染状況調査、指定地域の指定及び土壤汚染による健康被害の防止措置に関する事務の移譲 | 土壤汚染状況調査、指定地域の指定及び土壤汚染による健康被害の防止措置に関する事務を移譲する。<br>【土壤汚染対策法施行令第8条(政令で定める市の町による事務の処理)に特別区を含む】 | 『土壤汚染対策法』第3条に規定する有害物質使用特定施設において、『環境確保条例』第116条に規定する有害物質取扱事業者である場合においては、汚染状況監査報告書を東京都及び区内に提出することによっており、調査等に過多の負担となる。また、指定地域で指定された後の土壤の汚染状況及び健康被害防止措置の確認が山積している。区内の土地の土壤汚染状況及び汚染土壤の処理の状況を把握することが困難な状況である。このような二重行政とも言える問題を解決し、効率的な事務を進めため、区の事務とすべきものと考える。  | 土壤汚染対策法第3条 |           | 環境省             | 特別区長会 | C 対応不可      | 既に東京都の条例により一部の事務について特別区が行うこととされているため、本提案についてもまずは地方自治法第252条の170の2(条例による事務処理の特例)の規定による対応の可否を検討すべきと考える。 | 本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の趣旨に則り、特別区において検討した結果提出しているもので、地方分権の観点から特別区が行うこととされている事務も含め、法改正により特別区へ事務を移譲するといったものである。 |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)                                       | 全国知事会からの意見  | 全国市長会・全国町村会からの意見                      | 重複事項58項目について<br>提案募集検討専門部会から指摘された<br>主な再検討の視点 | 各府省からの第2次回答 |  | 最終的な調整結果   |
|------|---|---|---------------------------------------|---|-------------|--|--|
|      |   | 意見  | 意見                                    |   | 区分          | 回答   |  |
| 402  | 排出水の排出規制、<br>及び水質の汚濁の状況の監視等に関する事務の移譲                | <p>影響が広範囲に区外まで及ぶような事項については、その影響エリヤを包括的に管理できる自治体が対応することを基本とすべきである。</p> <p>よって、水質汚濁防止法に基づく届出や事業場指導については、東京都がそれを事業場の排水量や排水濃度等の現状を総合的に勘案し、規制等を行うことが必要である。</p> <p>また、提案のあった事項については、都区间で事務部分の協議を行っている最中であるため、今回の提案においては慎重に対応されたい。</p>   | <p>【全国市長会】<br/>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> |   | C 対応不可      | <p>本提案については、都区间で協議中とのことであるので、その協議結果を待って検討の必要性を確認させていただきたい。</p> | <p>5【環境省】<br/>(2)水質汚濁防止法(昭49法138)<br/>特定施設の設置届出等の受理に関する事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>      |
| 403  | ばい煙の排出規制、<br>粉じんに関する監視等に関する事務の移譲                    | <p>提案にある法第6条は、ばい煙発生施設の届出に関するのみの規定であるため、この条項のみを移譲したのでは、現在のように一連的に施策を実施し、事業所の大気質の改善を図っていくことは困難である。仮に排出規制の部分に限っても、第3条から第17条の2までの排出規制に関する全ての規則を一連的に運用するのでなければ、かえって事業者の混乱を招き、さらには、事業者の負担増にもなりかねない。</p> <p>また、提案のあった事項については、都区间で事務部分の協議を行っている最中であるため、今回の提案においては慎重に対応されたい。</p>   | <p>【全国市長会】<br/>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> |   | C 対応不可      | <p>本提案については、都区间で協議中とのことであるので、その協議結果を待って検討の必要性を確認させていただきたい。</p> | <p>5【環境省】<br/>(1)大気汚染防止法(昭43法97)<br/>(2)ばい煙発生施設の設置届出等の受理に関する事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> |
| 404  | 土壤汚染状況調査、<br>指定地域の指定及び<br>土壤汚染による健康被害の防止措置に関する事務の移譲 | <p>提案にある法第3条は、有害物質使用特定施設の廃止による土壤汚染状況調査の実施と報告に関するのみの規定であるため、この条項のみを移譲したのでは、現在のように一連的に施策を実施し、都内の土壤汚染の改善を図っていくことは困難である。第3条の土壤汚染状況調査に関する規定から、第6条又は第11条の措置区域等の指定に関する規定、法第12条又は第16条などの位置の実施に際して必要な届出に関する規定、措置の完了に伴う区域指定の解除に関する規定まで、全ての種類を一連的に運用するのでなければ、かえって事業者の混乱を招き、さらには、事業者の負担増にもなりかねない。</p> <p>また、提案のあった事項については、都区间で事務部分の協議を行っている最中であるため、今回の提案においては慎重に対応されたい。</p> | <p>【全国市長会】<br/>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> |   | C 対応不可      | <p>本提案については、都区间で協議中とのことであるので、その協議結果を待って検討の必要性を確認させていただきたい。</p> | <p>5【環境省】<br/>(5)土壤汚染対策法(平14法53)<br/>土壤汚染状況調査、措置区域等の指定等に関する事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>  |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)  | 求める措置の具体的な内容  | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等  | 根拠法令等                                     | その他(特記事項) | 制度の所管・<br>関係府省庁 | 提案団体   | 各府省からの第1次回答  |  | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見 |
|------|--|---|--|---|-----------|-----------------|--|--|--|---------------------------|
|      |  |   |  |   |           |                 |  | 区分   | 回答   |                           |
| 884  | 第一種フロン類充填回収業者の登録等に係る指定都市への移譲   | 【制度改正による効果】<br>フロン類充填回収業者の権限が定められ、フロン類用製品の使用から廃棄に至る一連の過程における適正な管理に関する法制度が整らされた。<br>基礎自治体である指定都市は、大気汚染防止法、騒音規制法等に基づく工場・事業場への立ち入りや、住民からの苦情申し出による法令に基づかない立ち入り指導を日々行っているが、これらの工場・事業場には第一種特定製品を販売しているものも多い。<br>第一種フロン類充填回収業者の登録等の権限を指定都市に移譲することで、他法令に基づく指導・助言等の権限を併せて指定都市に移譲することで、他法令による効率的な効果がある。<br>【権限移譲について懸念される事項】<br>第一種フロン類充填回収業者の多くは、その活動の範囲が市域内にとどまらないのが多い。そのため事業者の登録を行なうよう、指定都市の市長への登録を行なった業者は、都道府県知事が登録を行なった業者と同様、当該都道府県全体で業務を行なうことができるよう、措置を講ずる必要がある。<br>【平成25年12月20日開議決定の件】<br>地方制度調査会の答申を受けて、当該権限の指定都市への移譲を議論した際には、「仮に第一種フロン類充填回収業者による権限を新たに保健所設置市又は特別区内に付与することにされば、…登録手続きや登録手数料等の負担が上乗せされることとなるため、事業者の理解を得ることが困難であるとの理由を掲げていることから、業者の不利益を回避するための解決方法も併せて提案する。」                  | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第27条第35条  | 経済産業省、環境省                                 | 広島市       | C 対応不可          | 政令指定都市への登録を行なった業者について、都道府県へ登録を行なった事業者同様に当該都道府県域での業務を行うことができるよう措置を講じたとしているが、政令指定都市は当該市において登録を行なった事業者の当該市域外における業務を監督することは困難であるため都道府県による監督が必要となることから、いわゆるにも当該都道府県において登録を行なう必要が生じる。<br>現状、第一種フロン類充填回収業者は第一種特定製品(大型の冷凍冷蔵庫やエアコン・空調機器等)の設置されている現場(主にD-C類充填機)は回収作業を行なうが多く、大半がこの都道府県・都科村を超えて営業を行なっているところ、政令指定都市において業務に付与することに又課税を免めることすれば、第一種フロン類充填回収業者の事務負担が増大することから、第一種フロン類充填回収業者の指導監督権限を指定都市の長に移譲することは妥当でない。 | 意見なし   |  |                           |
| 381  | 汚水処理施設(浄化槽)に係る循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金の交付決定事務、権限の都道府県への移譲                                     | 【制度改正の必要性】個人設置型合併浄化槽の設置費補助については、各自治体(市町村)において住民からの申請に対し補助事業を行なっており、国は循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金により、基準額に対して本土1/3、離島1/2の額を自治体に交付している。<br>本事業は、年度内の設置基数が地域住民の意思によるため予測できず、交付金額を最後まで確定できないという性格を持たれている。一方、上記の交付金制度は、環境省において、自治体毎に内示・交付決定がなされるため、年度途中で各自治体の予算に過不足が生じた場合でも、自治体間での調整はできない制度になっている。<br>【参考事例】H25の例では、当初の内示・交付決定額が希望額より削減された影響もあり、年度途中に住民からの申請受け付を繰め切ったり、国費が不足して市単独で対応したいたる自治体が発生した。(単独で負担した件数、金額、他の市町の余剰金額等は別添資料のとおり)。市町間に国費をうまく調整できればさらなる整備が進むと思われる。また、交付金の統括は自治体であるため、各種手続き時間で時間を要していると思われ、交付申請から交付決定までが長く、事業執行や資金計画に支障をきたしている状況である。<br>【効果】のため、国土交通省が引管している社会資本整備総合交付金のよう、各都道府県に交付金を交付し、市町村に交付は各都道府県の裁量により行われるが、自治体間の調整も随時適切に行なうことができる。より円滑な執行事務がなされるのではないかと考える。(別添説明書キュー案のとおり) | 循環型社会形成推進基本法<br>循環型社会形成推進交付金交付要綱<br>地域再生法<br>汚水処理施設整備交付金交付要綱   | 長崎県提案分別紙あり<br>国費実績・不足額、余剰額<br>運用スキーム※09   | 環境省       | 九州地方知事会         | C 対応不可   | 浄化槽の整備事業は、生活排水を適正に処理することによって公共用水域の水質を保全し、もつて生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目指している。川や河川問題は荷役といった公共用水域は、主にこの都道府県にとどまらず、複数の都道府県をまたいで存在しており、その水質を保全するために、都道府県にどまることなく広域的な施策の実施を国が行なう必要がある。また、限りある予算を交付金の目的となる事業に優先かつ効率的に配分するためには、全国の整備状況を勘案するとともに都道府県や市町村間の利害を調整し、公正な見地から交付決定等を行ななければならぬ。このためには、国がきめ細かい予算の配布方針を決定し、自ら交付決定事務等を行なわなければならない。したがって、御提案の内容については受け入れられない。 | 浄化槽の交付決定事務・権限の都道府県への移譲については、市町村が実際に困っていることを支障事例として挙げ、その改善策と地域の自主性・自立性の面から提案しております。<br>事務の移譲が難しいのであれば、予算の配分については早い段階で状況を把握し調整すると併せ、交付申請は随時受付して例えは2週間に交付決定を行なうなどの交付決定事務の対応をお願いしたい。                 |                           |
| 64   | 特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業者が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。) | 特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業者が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)  | 3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う業者への指導は国が行なっているため、一連の施策としての連携が取りにくく状況にある。<br>事業所がこの府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。<br>なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。 | 特定家庭用機器再商品化法第15条、第16条、第27条、第28条、第52条、第53条 | 経済産業省、環境省 | 関西広域連合          | C 対応不可   | 報告収録・立入検査・指導・助言・勧告・命令等の措置は、全国に存在する小売業者・製造業者等の店舗・事務所等における取扱いを網羅的に把握するとともに、特定家庭用機器廃棄物を取り巻く全国の時宜的な状況も踏まえつつ、地域による不公平が生じることのないよう、全国統一的な観点で実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。   | 現在、各地方環境事務所に委託されている報告収録・立入検査に関しては、從前より一部都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違はないものと考える。<br>また、指導・助言・勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。 |                           |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)  | 全国知事会からの意見                               | 全国市長会・全国町村会からの意見  | 重複事項58項目について<br>提案募集検討専門部会から指摘された<br>主な再検討の視点 | 各府省からの第2次回答 |   | 最終的な調整結果  |
|------|--|--|---|---|-------------|---|---|
|      |  | 意見                                       | 意見  |   | 区分          | 回答  |   |
| 88   | 第一種フロン類充填回収業者の登録等に係る指定都市への権限移譲                             | 関係する都道府県の意向を踏まえたうえで、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。 | 【全国市長会】<br>提案団体の意見を十分に尊重されたい。   |   | C 対応不可      | 手挙げ方式や社会実験による検討を提案いたしているが、先に回答させていただいたとおり、指定都市に対して第一種フロン類充填回収業者の登録に係る権限を移譲した場合、第一種フロン類充填回収業者の事務負担が増大することとなるため、第一種フロン類充填回収業者の指導監督権限を指定都市の長に移譲することは妥当でない。   |   |
| 381  | 汚水処理施設(浄化槽)に係る循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金の交付決定事務・権限の都道府県への移譲 | 手挙げ方式や社会実験による検討を求める。                     | 【全国市長会】<br>市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。 |   | C 対応不可      | 支障事例の主な原因是、国費が要望額に比べ、十分確保されていない実情から発生しているものと考えられる。そのため、要望額に沿った予算の確保に努めることが重要であるが、あわせて、現状の厳しい財政事情を勘案すると、年度途中における、全国の執行状況を踏まえた、予算配分の見直しが重要と考える。<br>浄化槽の整備における年度中の予算配分の見直しは、県内の市町村間で執行状況を踏まえた調整をすれば済むといふものではなく、全国の各市町村ごとの整備状況も勘案した調整により、全国的に汚水処理普及率を上げていく必要があるため、国が関与せざるをえなく、事務の移譲は困難である。  | 4【環境省】<br>(9) 循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金<br>循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金による浄化槽整備事業に係る交付については、効率的な浄化槽の整備を図るため、毎年度の早い段階で地方公共団体における執行状況を確認し、調整するなど、予算配分の方法についての運用改善を行う。                              |
| 64   | 特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の広域連合への移譲                                | 手挙げ方式や社会実験による検討を求める。                     |   |   | C 対応不可      | 【特定家庭用機器再商品化法の理念】<br>特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号、以下「法」という。)は、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた特定家庭用機器廃棄物について、廃棄物を埋め立てるにこのできる処分場の不足が深刻化してきたことにより市町村による適正処理が困難になったことの理由から、拡大生産者責任の理念に基づき、製造業者等に再商品化(以下「リサイクル」という。)等実務義務を課し、小売業者に排出者からの引取義務及び製造業者等への引渡義務を課すことによって、社会全体で適正かつ円滑にリサイクルすることを目的とした廃棄物処理法の特別法である。<br>したがって、住民に最も身近な自治体において、地域の実情に応じて適正に処理する通常の廃棄物処理の理念から、特定家庭用機器の製品や流通の形態を踏まえ、製造業者等が、全国単位でリサイクルを実施する制度へと理念を転換したものであり、関係主体の義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の立場で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。<br>権限を移譲した場合の実態上の問題点等については、別紙を参照されたい。 | 4【環境省】<br>(4) 特定家庭用機器再商品化法(平10法97)(経済産業省と共管)<br>小売業者又は製造業者等に対する指導、助言、勅令、命令、報告徵収及び立て検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いいつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方にについて、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)  | 求める措置の具体的な内容  | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等   | 根拠法令等                                    | その他(特記事項)                                       | 制度の所管・<br>関係府省庁 | 提案団体             | 各府省からの第1次回答 |  | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見   |  |
|------|--|---|---|--|---|-----------------|------------------|-------------|--|---|--|
|      |  |   |   |  |   |                 |                  | 区分          | 回答   | 意見  |  |
| 154  | 特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・勧告・命令等に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。<br><br>特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・勧告・命令等に係る事務・権限の移譲 | 特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・勧告・命令等に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。<br><br>産業物処理法に基づく指導監査や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監査は自ら行っており、一連の施策としての連携が取れにくいう状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。<br><br>そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、報告・立入のほか、指導・助言等の事務・権限を一括して都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。<br><br>そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、報告・立入のほか、指導・助言等の事務・権限を一括して都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。<br><br>そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、報告・立入のほか、指導・助言等の事務・権限を一括して都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 | 産業物処理法に基づく指導監査や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監査は自ら行っており、一連の施策としての連携が取れにくいう状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。<br><br>そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、報告・立入のほか、指導・助言等の事務・権限を一括して都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。<br><br>そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、報告・立入のほか、指導・助言等の事務・権限を一括して都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。   | 特定家庭用機器再商品化法第14~16条、第27~28条、第47条、第52~53条 |   | 経済産業省、環境省       | 鳥取県              | C 対応不可      | 報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、全国に存在する小売業者・製造業者等の店舗・事務所等における取扱いを網羅的に把握するとともに、特定家庭用機器廃棄物を取り巻く全国の時宜的な状況も踏まえつつ、地域による不公平が生じることのないよう、全國統一的な観点で実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。   | 産業物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・助言等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準又は市町村が実施している。同様に、家電リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一括的に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。   |  |
| 772  | 特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の都道府県への移譲  | 【現行】<br>現在、一の都道府県内にのみに事務所がある小売業者はもとより、複数府県にまたがって事務所を有する小売業者に対する権限は都道府県には付与されていない。<br><br>事業者等の各都道府県内事務所への報告・立入検査・報告徴収等に係る権限を、必要となる人員・財源とともに、國から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)<br><br>事業者等への立入検査・報告徴収等の指導・助言事業者等への勧告・命令等に係る権限についても、都道府県へ移譲することで、元々廃棄物あり、「废弃物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者等の統一的な指導・助言を行うことができる。<br><br>事業者等への立入検査・報告・命令を行なうにあたり、事前に大臣と調整を行うなどに、新規的な運用を担うできるようとする。<br><br>なお、これらの権限の移譲により、全国規模の大手量販店への立入が可能となり、引取義務・引渡義務について、小規模店舗と足並みをそろえた指導が可能となる。               | 【現行】<br>現在、一の都道府県内にのみに事務所がある小売業者はもとより、複数府県にまたがって事務所を有する小売業者に対する権限は都道府県には付与されていない。<br><br>事業者等の各都道府県内事務所への報告・立入検査・報告徴収等に係る権限を、必要となる人員・財源とともに、國から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)<br><br>事業者等への立入検査・報告徴収等の指導・助言事業者等への勧告・命令等に係る権限についても、都道府県へ移譲することで、元々廃棄物あり、「废弃物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者等の統一的な指導・助言を行うことができる。<br><br>事業者等への立入検査・報告・命令を行なうにあたり、事前に大臣と調整を行うなどに、新規的な運用を担うできるようとする。<br><br>なお、これらの権限の移譲により、全国規模の大手量販店への立入が可能となり、引取義務・引渡義務について、小規模店舗と足並みをそろえた指導が可能となる。 | 特定家庭用機器再商品化法第15条、第16条、第52条、第53条          |   | 経済産業省、環境省       | 兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 | C 対応不可      | 報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、全国に存在する小売業者・製造業者等の店舗・事務所等における取扱いを網羅的に把握するとともに、特定家庭用機器廃棄物を取り巻く全国の時宜的な状況も踏まえつつ、地域による不公平が生じることのないよう、全國統一的な観点で実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。   | 廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することができる。事業者への統一的な指導を実施することができる。   |  |
| 65   | 国立公園に係る管理権限の移譲   | 国と地方の二重行政を解消し、行財政の効率化を図るとともに、関西広域連合で取り組んでいる山陰海岸ジオパークの推進など、関係府県にまたがる広域政策を展開する上で実現される事業の認定や意思決定、必要な環境整備に迅速に対応するため、国立公園内における行為の許認可などについては、標準的な処理期間が1~3ヶ月程度かかるなど、各府省とも事務処理に時間を要している現状がある。<br>1. 許認可事務<br>・特別保護地区内における行為の許認可などについては、標準的な処理期間が1~3ヶ月程度かかるなど、各府省とも事務処理に時間を要している現状がある。<br>2. 施設整備<br>・過去に申請を受け実施した施設の再整備が認められた事例(鳥取県)や、県への要請を行っているが、自然歩道の災害復旧事業において県が実施する復旧ルートが認められず崖崩れでの対応を令傍なされた事例(兵庫県)など、地域の事情に即していない場合が見受けられる。   | 自然公園法に基づく国立公園内の許認可及び施設整備に関する事務・権限について、国と各府県の二重行政を改め、行財政の効率化を図るとともに、山陰海岸ジオパーク内における開発施策の一元化を図り、彈力的かつ迅速な施設展開を行うことができるよう、権限移譲を求める。<br>1. 許認可事務<br>・特別保護地区内における行為の許認可などについては、標準的な処理期間が1~3ヶ月程度かかるなど、各府省とも事務処理に時間を要している現状がある。<br>2. 施設整備<br>・過去に申請を受け実施した施設の再整備が認められた事例(鳥取県)や、県への要請を行っているが、自然歩道の災害復旧事業において県が実施する復旧ルートが認められず崖崩れでの対応を令傍なされた事例(兵庫県)など、地域の事情に即していない場合が見受けられる。  | 自然公園法第10条、第20条、第21条、第22条、第33条、第34条、第35条  | (参考資料)<br>・権限を移管する国立公園に係る業務<br>・地方の事情が配慮されなかつた例 | 環境省             | 関西広域連合           | C 対応不可      | 国立公園は、自然公園法の体系の中において、我が国のが自然を代表する傑出した自然の風景地について、国家的の地位から環境大臣が指定し、国土の中核をなす重要な自然環境を有する地域として保護管理する制度であり、国が一貫して責任を負うものである。<br>上記の目的を達成する上では、地域の開発利益から離れて、自然の価値を科学的・判断で至る環境の価値から保護を担うべきである。開発と保護のチェック＆バランスを確保するシステムが必要である。世界的に見ても、国立公園は、途上国を含め、国が保護するが国際標準である。<br>許認可事務の執行にあたっては、自然是その場所によって千差万別であるので、一律の数値基準のような許可基準を作つてそのとおり適用すれば済むものではなく、現場にいる環境省職員が、全国的・地域的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、地域との協働において保護管理を図るべきものである。<br>また、国立公園は、我が国を代表する優れた自然を開発から保護するのみならず、全国の国民がその自然とふれあい、自然を理解するこども目的となっている。このため、自然とのふれあい・学習のための施設整備や、過度の利用による自然の荒廃を防ぐ取組等についても、保護施策と併せて一体的に実施する必要がある。したがって、施設整備についても引き続き国が責任を持って実施すべきである。<br>なお、我が国の主要な環境NGOや関係省も国立公園は環境省で保護管理すべきとの意見である。 | 国立公園は、国民の財産であるとともに地域の財産として、身近に接している地域住民や地方自治体が、保護管理をはじめ歴史文化・観光・教育などといった総合的な視点に立ち、実質的な政策主体となって保全と活用を一体的・継続的に進めている結果、高い管理水平が維持されている。<br>また近年は、適切な保護・利用の推進を図るため、地域全体の総合的なビジョンに基づく施策と、国立公園としての統一の水準の維持との両立が求められている。<br>関西広域連合は、広域行政主体として、防災・観光・文化振興・産業振興・医療・環境保全など府県を超える地域行政課題に対する取組を進め、実績を積み重ねてきた。特に国立公園との関係では、山陰海岸ジオパークの取組において関係する3府県が連携する仕組みが整っており、特定の自治体による恣意的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、地域との協働において保護管理を図ることはできない。また、管轄区域が一致する近畿環境事務所と比べても広域的な行政主体として何ら遜色なく、地域の実情に配慮しつつ国立公園としての一定の水準を確保した広域的なバランスの取れた保護施策が展開できる。開発と保護のバランスを図るためにチェック機能や全国的・国際的な見地による保護管理への懸念に対しては、国審議会委員会経験者や環境省職員が有識者として参画する検討組織を設置するなど、これまでの国立公園としての価値の保護継続はもとより、国施策との整合性を考慮することで十分に対応可能であり、移譲を拒む理由に当たらない。<br>本提案は全国一律の移譲ではなく、意欲ある地域を対象とした手挙げによるものであり、かつ広域的な業務を確実に担うことができる組織として関西広域連合があることを前提とした提案であることに留意すべき。 |  |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)                            | 全国知事会からの意見           | 全国市長会・全国町村会からの意見                                    | 重複事項58項目について<br>提案募集検討専門部会から指摘された<br>主な再検討の視点 | 各府省からの第2次回答  |    | 最終的な調整結果 |
|------|--|----------------------|---|---|--|----|----------|
|      |  | 意見                   | 意見  |   | 区分   | 回答 |          |
| 154  | 特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲 | 手挙げ方式や社会実験による検討を求める。 | 【全国市長会】<br>権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ方式による移譲を求める。 | C 対応不可  | <p>【特定家庭用機器再商品化法の理念】<br/>特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「法」という。)は、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた特定家庭用機器廃棄物について、廃電気を埋め立てるにできる処分場の不足が深刻化してきたこと等により市町村による適正処理が困難になったこと等の理由から、拡大生産者責任の理念に基づき、製造業者等に再商品化(以下「リサイクル」という。)等実務義務を課し、小売業者に排出者からの引取義務及び製造業者等への引取義務を課すことによって、社会全体で適正かつ円滑にリサイクルすることを目的とした廃棄物処理法の特別法である。<br/>したがって、住民も最も身近で利用している地域においては、地域の実態に応じて適正に処理する通常の廃棄物処理の理念に基づき、特定家庭用機器の製品や流通の形態を踏まえ、製造業者等が、全国単位でリサイクルを実施する制度へ理念を転換したものであり、関係主体の義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の規定するところではないと考えられる。<br/>権限を移譲した場合の実態上の問題点等については、別紙を参照されたい。</p>   |    |          |
| 772  | 特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の都道府県への移譲              | 手挙げ方式や社会実験による検討を求める。 |   | C 対応不可  | <p>【特定家庭用機器再商品化法の理念】<br/>特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「法」という。)は、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた特定家庭用機器廃棄物について、廃電気を埋め立てるにできる処分場の不足が深刻化してきたこと等により市町村による適正処理が困難になったこと等の理由から、拡大生産者責任の理念に基づき、製造業者等に再商品化(以下「リサイクル」という。)等実務義務を課し、小売業者に排出者からの引取義務及び製造業者等への引取義務を課すことによって、社会全体で適正かつ円滑にリサイクルすることを目的とした廃棄物処理法の特別法である。<br/>したがって、住民に最も身近な自治体において、地域の実態に応じて適正に処理する通常の廃棄物処理の理念から、特定家庭用機器の製品や流通の形態を踏まえ、製造業者等が、全国単位でリサイクルを実施する制度へ理念を転換したものであり、関係主体の義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することによよそ法の規定するところではないと考えられる。<br/>権限を移譲した場合の実態上の問題点等については、別紙を参照されたい。</p>   |    |          |
| 65   | 国立公園に係る管理権限の移譲                           | 手挙げ方式や社会実験による検討を求める。 |   | C 対応不可  | <p>第1回回答のとおり、国立公園の管理は、現場に駐在する環境省職員が、全国的・国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、地域との協働において保護管理を図ってきたものであり、国が一義的に責任を負ってきたものである。<br/>地元住民や地方公共団体が国立公園の保護に貢献してきたことを否定するものではないが、一方で開発を推進する立場も併せ持つており、地方公共団体の要望により、国立公園内で道路、河川・ダム、農村開拓、空港、鉄道等の整備が行われるのも多い。さらには地方公共団体自らが開発事業者として国立公園内における開発許可の申請を行うこともあり、その際には、保護による利益との明確な利益相反が生じるような組織であつても、相応の開発の権利を認められることもある。<br/>全国的・国際的な見地から、地域の自然環境の特性を把握し、風致景観への影響などを益々との比較検量などを適切に行うために、判断権者から現場への職員までが技術的な考え方と能力を備えた組織により管理を行なべきである。また、国全体の自然環境を保全する立場から、生物多样性保全の屋台骨である国立公園は環境省が一貫して管理する必要がある。<br/>なお、IUCNが定めた国立公園の定義において、「保護のための施策を講じるのが国内で最高の機能を有する行政機關である地域」とされていることから、国立公園の管理を移管することは、国際標準から逸脱することになる。</p> |    |          |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)               | 求める措置の具体的な内容  | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等  | 根拠法令等 | その他(特記事項) | 制度の所管・<br>関係府省庁 | 提団体     | 各府省からの第1次回答 |  | 各府省からの第1次回答を踏まえた提団体からの意見  |  |
|------|-----------------------------|---|--|-------|-----------|-----------------|---------|-------------|--|---|--|
|      |                             |   |  |       |           |                 |         | 区分          | 回答   | 意見  |  |
| 777  | 国立公園事務に関する環境大臣権限の所在都道府県への移譲 | 【現行】<br>自然公園制度は、優れた風景や自然環境を保全しつつ利活用すること目的とした制度である。<br>【支障事例】<br>現状、環境省による国立公園の管理は、保全が主になっており、その豊かな自然の活用までは、踏み込めていない。<br>【移譲による効果】<br>山陰海岸国立公園及び瀬戸内海国立公園の自然公園法5条から54条までの環境大臣権限のうち、都道府県で実施可能な管理権限が財源とともに移譲されることにより、山陰海岸ジオパークなど、県及び地元市町等が実施する地域振興施策と連携することによって、必要なとなる人員、財源とともに、所在都道府県に移譲すること。<br>【地方に移譲された場合の懸念への対応】<br>なお、地方自治体は、開発部局を有し事業を推進する立場も兼ね備えることから、地方自治体が国立公園の管理を行なうことは利益相反にあたるため、国立公園の管理を行うことはできないという意見がある。しかし、県は国立公園を、事業部局とは独立した環境部局が、国立公園と同等の水準で管理しており、国立公園の管理は可能であると考える。 | 自然公園法第10条から第15条、第17条、第20条から第36条、第38条から第40条、第42条から第43条、第45条から第47条、第49条、第52条から第53条   |       |           | 環境省             | 兵庫県、徳島県 | C 対応不可      | 国立公園は、自然公園法の体系の中において、我が国の自然を代表する優れた風景地について、国際的見地から環境大臣が指定し、国土の中核をなす重要な自然環境を有する地域として保護管理する制度であり、国が一義的に責任を負うものである。<br>上の目的を達成する上では、地域の開発利益から離れて、自然の価値を科学的・客観的に判断できる國の環境行政機関が保護を担い、開発と保護とのギャング＆バランスを確保するシステムが必要である。世界的に見て、もく、国立公園は、途上国を含め、国が保護するのが国際標準である。<br>許認可事務の執行にあたっては、自然はその場所によって千差万別であるので、一律の数値基準のような公基準を作りてそのおり運用すればまるるものではなく、現場にいる環境省職員が、全国の一般的な見地から、地域の自然・生物多様性の状況と面倒を評価し、地域との協働において風景地を守るべきである。<br>また、国立公園は、我が国を代表する優れた自然を開発から保護するのみならず、全国の市民がその自然と触れあい、自然を理解することも目的となっている。そのため、自然のふれあい教育のための施設整備や、過度の開発による自然の荒廃を防ぐ取組等についても、保護政策と併せて一貫的に行なう必要がある。したがって、施設整備についても引き続きたくが責任を持って実施すべきである。<br>なお、我が国の主要な環境NGOや関係学会も国立公園は環境省で保護管理すべきとの意見である。 | 国立公園は、国民の財産である同時に、地域の財産として、地方公共団体において、自然環境の保全、観光、環境教育といった視点に立ち、健全な活用をよなってきたところである。<br>・我が管理基準を示せば、県職員により、国立公園と同様に適切な運用が可能である。   |  |
| 96   | 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続の見直し   | 瀬戸内海沿岸での事業活動において、過剰な規制と考えられる瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特種許可手続緩和、他の閉鎖性海域の沿岸域との両者の事業活動環境と異なること。<br><具体的な内容><br>現状では、事業場からの排水量に要請がなくとも排水量を超過する場合がある。また、水質汚濁量を全く変更せなくとも特種施設を更新するだけで、事前の水質影響評価及び申請後3週間の告示綱要が必要である。<br>特種許可手続緩和が必要であるなど、極めて不合理な制度となっており、地域の事業活動を妨げる要因となっているので、社会通念上経済を考えられる変更等の場合には、事前の水質影響評価及び申請後の告示綱要は、省略するべきである。   | 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条及び第8条  |       |           | 環境省             | 岡山県     | C 対応不可      | 瀬戸内海環境保全特別措置法は、特定施設の設置の規制等に關し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的としており、その結果、瀬戸内海の比類ない美しいや漁業資源が保護されたものである。法律では、特定施設を設置・変更する場合は予め許可を必要とすることや、その許可手続きの際には、事前評議や告示綱要等を行うことなどが定められている。<br>特種許可の構造等を変更する場合において、汚水等の汚染状態又は量が増加する場合に、事業部局は、汚水等の汚染状態による瀬戸内海の環境保全上の支障の有無を確認するとともに、その結果について告示綱要を行なうことにより周辺住民を含む公衆に対する事業を周知するものがあり、いずれも瀬戸内海の環境保全を図る上で必要な手続である。<br>なお、汚水等の汚染状態及び量が増大しない等の場合には、元済な事業活動への配慮という観点も踏まえ、事前評議や告示綱要等を省略することができる規定が設けられている(施行規則第7条の2)。   | 特種施設を更新(施設を廢止して同等の能力のものを設置)する場合、通常汚水等の汚染状態および量は増大しないが、法第5条による設置許可申請であり、施行規則第7条の2の適用はない。<br>また、単に冷却水の量が増加する場合についても、事業場からの負荷量の増加がないにもかかわらず、施行規則第7条の2は適用されない。<br>これについて、事前評議や告示綱要までの手續を事業者に課すことは、明らかに過剰であると考えられるため、改めて國の御見解をいただきたい。  |  |
| 956  | 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続の見直し   | 瀬戸内海沿岸での事業活動において、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続きを簡素化すること。<br><具体的な内容><br>現状では、水量を水質に全く要變更せなくとも特種施設を更新するだけで、事前の水質影響評価を申請後3週間の告示綱要が必要であるなど、地域の事業活動を妨げると要因となっているので、原則汚濁負荷量が増加しない場合には、事前の水質影響評価及び申請後の告示綱要を省略する。  | 瀬戸内海の流域では、水質汚濁防止法に基づく特種施設を設置する工場・事業場のうち、最大排水量が50m <sup>3</sup> /日以上のものは、瀬戸内海環境保全特別措置法(以下「瀬戸内法」という。)に基づき、特種施設等の設置・変更を行う場合はあらかじめ許可が必要であり、その手続きの際には、汚漏負荷量が増加しないケースにおいても事前に周辺水域の水質影響評価を行なうことが定められており、事業者に大きな負担と時間の制約がかかる。<br>このため、汚漏負荷量が増加しないケースにおいては手続の一節簡素化を図るために、汚漏負荷量が増加しない場合には、瀬戸内地域の事業活動を迅速かつ円滑に行なうができるようすべきである。 |       |           | 環境省             | 中国地方知事会 | C 対応不可      | 瀬戸内海環境保全特別措置法は、特定施設の設置の規制等に關し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的としており、その結果、瀬戸内海の比類ない美しいや漁業資源が保護されたものである。法律では、特定施設を設置・変更する場合は予め許可を必要とすることや、その許可手続きの際には、事前評議や告示綱要等を行うことが定められている。<br>特種許可の構造等を変更する場合において、汚水等の汚染状態又は量が増加する場合に、事業部局は、汚水等の汚染状態による瀬戸内海の環境保全上の支障の有無を確認するとともに、その結果について告示綱要を行なうことにより周辺住民を含む公衆に対する事業を周知するものがあり、いずれも瀬戸内海の環境保全を図る上で必要な手續である。<br>なお、汚水等の汚染状態及び量が増大しない等の場合には、元済な事業活動への配慮という観点も踏まえ、事前評議や告示綱要等を省略することができる規定が設けられている(施行規則第7条の2)。   | 特種施設を更新(施設を廢止して同等の能力のものを設置)する場合、通常汚水等の汚染状態および量は増大しないが、法第5条による設置許可申請であり、施行規則第7条の2の適用はない。<br>また、単に冷却水の量が増加する場合についても、事業場からの負荷量の増加がないにもかかわらず、施行規則第7条の2は適用されない。<br>これらについて、事前評議や告示綱要までの手續を事業者に課すことは、明らかに過剰であると考えられるため、改めて國の御見解をいただきたい。 |  |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)               | 全国知事会からの意見  | 全国市長会・全国町村会からの意見                      | 重複事項58項目について<br>提案募集検討専門部会から指摘された<br>主な再検討の視点 | 各府省からの第2次回答 |  | 最終的な調整結果  |
|------|-----------------------------|---|---------------------------------------|---|-------------|--|---|
|      |                             | 意見  | 意見                                    |   | 区分          | 回答   |   |
| 77   | 国立公園事務に関する環境大臣権限の所在都道府県への移譲 | 手挙げ方式や社会実験による検討を求める。  |                                       |   | C 対応不可      | <p>第1回回答のとおり、国立公園の管理は、現場にいる環境省職員が、全国的、国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、地区との協働において保護管理を図ってきたものであり、国が一義的に責任を負ってきたものである。</p> <p>地方公共団体が国立公園の保護に貢献してきたことはその通りであるが、一方で開発を推進する立場も併せ持つており、地方公共団体の要望や地方公共団体自身によるインフラ整備等に対して、保護との調整を図ってきたのは環境省である。</p> <p>地方公共団体の首長や職員が国立公園の管理にあたっていることは事実であるが、国立公園を全国的・国際的な観点から管理するにあたっては、法律・政策基準の一定許容範囲を作り、それを趣旨として運用することでは保護が行われる。一方で、生物多様性保全の観点から、地域の自然環境の特徴を捉え、風致景観への影響と公益との比較衡量などを適切に行なうために、判断権者は、現場の状況で判断しながら考え方と能力を備え、開発利益から独立した組織により管理を行なうべきである。</p> <p>なお、IUCNが定めた国立公園の定義においても、「保護のための施策を講じるのが国内で最高の権能を有する行政機関である地域」とされていることから、国立公園の管理を移管することは、国際標準から逸脱することになる。</p> |   |
| 96   | 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続の見直し   | 地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、特定施設の構造等の変更の許可手続については、条例に委任する、又は条例による改正を許容するべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な提案を求める。 | 【全国市長会】<br>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 |   | C 対応不可      | <p>既存の特定施設を廃止して新たに特定施設に該当する施設を設置する場合は、汚水等の排出による瀬戸内海の環境保全上の支障の有無を確認するとともに、その結果について告示綱要を行うことにより周辺住民を含む公衆にその事実を周知する必要があることから、法第5条の規定に基づく設置許可の申請が必要となる。</p> <p>また、特定施設の構造等を変更する場合は、施行規則第7条の2の規定により、事前評価や告示綱要等を省略することができる場合もある。このため、特定施設の構造等の変更にあたって具体的に支障が生じている事例があれば、個別にご相談いただきたい。</p>  | <p>6【環境省】<br/>(3)瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110)<br/>特定施設の構造等の変更許可(8条1項)については、円滑な事業活動への配慮という観点も踏まえ、事前の環境影響評価や告示綱要の省略が可能であるか(施行規則7条の2の適用対象となるか)の照会について速やかに検討し、関係地方公共団体に必要な周知を行う。</p>          |
| 95   | 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続の見直し   | 地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、特定施設の構造等の変更の許可手続については、条例に委任する、又は条例による改正を許容するべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な提案を求める。 | 【全国市長会】<br>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 |   | C 対応不可      | <p>既存の特定施設を廃止して新たに特定施設に該当する施設を設置する場合は、汚水等の排出による瀬戸内海の環境保全上の支障の有無を確認するとともに、その結果について告示綱要を行うことにより周辺住民を含む公衆にその事実を周知する必要があることから、法第5条の規定に基づく設置許可の申請が必要となる。</p> <p>また、特定施設の構造等を変更する場合は、施行規則第7条の2の規定により、事前評価や告示綱要等を省略することができる場合もある。このため、特定施設の構造等の変更にあたって具体的に支障が生じている事例があれば、個別にご相談いただきたい。</p>  | <p>【再掲】<br/>6【環境省】<br/>(3)瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110)<br/>特定施設の構造等の変更許可(8条1項)については、円滑な事業活動への配慮という観点も踏まえ、事前の環境影響評価や告示綱要の省略が可能であるか(施行規則7条の2の適用対象となるか)の照会について速やかに検討し、関係地方公共団体に必要な周知を行う。</p> |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)                        | 求める措置の具体的な内容   | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等   | 根拠法令等           | その他(特記事項) | 制度の所管・<br>関係府省庁 | 提案団体             | 各府省からの第1次回答 |   | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見   |  |
|------|--------------------------------------|--|---|-----------------|-----------|-----------------|------------------|-------------|---|---|--|
|      |                                      |  |   |                 |           |                 |                  | 区分          | 回答  | 意見  |  |
| 239  | 水質汚漏防止法に基づく総量削減計画の策定における環境大臣の同意協議の廃止 | <p><b>【制度改正の必要性】</b><br/>国への協議を行うことにより、計画策定に時間を要する(H23策定期には、国への協議に約2か月を要した)。</p> <p>国の定める総量削減基本方針に基づき都道府県知事が総量削減計画を策定し、変更する際に義務付けられている環境大臣の同意協議を廃止し、意見聴取を更にする。</p>   | <p>現在の手続フロー(①国との事前調整→②審議会諮詢→③國への協議)における3の廃止となりH23終では約2ヶ月(現行の標準処理期間ベースで協議40日)の期間短縮効果が見込まれる。</p> <p>国は、同意協議を行う理由として、各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性確保を挙げているが、都道府県は、国と事前調整を行ひながら、都道府県ごとの削減目標量を定めた国総量削減基本方針に基づき、総量削減計画を策定している。大臣同意を廃止したとしても、上記①の段階で大臣意見を聽取することにより、各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性確保は担保される。</p>  | 水質汚漏防止法第4条の3    |           | 環境省             | 広島県              | C 対応不可      | <p>総量削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられることから、国の関係省庁の施策との整合及び指定地域間における施設の調整が求められる。しかし、基本方針に基づいて、目標を達成するために妥当な計画であるか確認を行う必要がある。また、水質総量削減は、指定水域全体としての水質改善を図るために、内陸部を含めて地域的かつ総合的に対処することによって、指定水域に流入する汚漏負荷量を全体として削減しようとするものであることから、各都府県間の調整を十分に行い、関係者が一致協力して汚漏負荷量の削減を図ることが必要である。これらのことから、環境大臣への協議は不要である。</p> <p>協議期間においては、法第4条の3第4項の規定により、環境大臣は公審対策会議の議を経なければならぬといわれていることがあり、当該手続きも含めれば、協議全体としてある程度の時間が必要である状況にあるが、先般の「義務付け枠付けの第4次見直し」の際のご意見を踏まえ、協議期間の短縮のため、事前調整を含めて標準処理期間を設定したところ。</p> | <p>同意協議の廃止後においても、都道府県の計画策定期は、国が定める基本方針に基づき行うとともに、大臣への意見聴取を行うことにより、各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性、計画の妥当性は確保され、これに加えて事務処理の効率化を実現するべきと考える。</p> <p>なお、地方分権改革推進委員会の第3次勧告においては、講ずべき措置として、法第4条の3第2項第1号について「存置許容」。その他について「廃止」とされているが、これまでに見直しがされていない。</p> |  |
| 825  | 水質汚漏防止法に基づく総量削減計画の策定に係る環境大臣の同意協議の廃止  | <p><b>【現行】</b><br/>都道府県知事は、総量削減計画をめようとするときは、関係市町村長の意見を聽くとともに、環境大臣の意見を聽くこと、環境大臣に協議。その同意を得なければならないといわれている。</p> <p>そのため、県が削減計画を策定する場合、国が示した基本方針で割り当てられた各都府県の削減目標量の枠内で計画を策定する以前に、環境省が策定する総量削減基本方針(同法第4条の2)策定期に、アンケートの実施等により、関係都府県間の調整を図りながら策定されており、調整を再度行う必要はない。ただし、環境大臣への協議も不要とすることがある。</p> <p><b>【支障事例】</b><br/>実際に第4次総量削減計画策定期の協議、同意の手續きには約2か月を要しているが、手續の簡素化を図ることでより積極的に目標を達成させることができるとなる。</p>                | <p>現在では、各都府県が総量削減計画を策定する際、環境大臣が定めた基本方針に基づき各都府県が計画案を策定し、環境大臣に協議し同意を得なければならないといわれている。</p> <p>【改訂の必要性】</p> <p>水質総量削減は各都府県間の調整を十分に行い、関係者が一致協力して汚漏負荷量の削減を図ることが必要であり、環境大臣への協議は必要以上の手續を要するものである。そのため、各都府県間の調整等によるものである。しかし、基本方針に基づいて、目標を達成するために妥当な計画であるか確認を行う必要がある。また、水質総量削減は、指定水域全体としての水質改善を図るために、内陸部を含めて地域的かつ総合的に対処することによって、指定水域に流入する汚漏負荷量を全体として削減しようとするものであることから、各都府県間の調整を十分に行い、関係者が一致協力して汚漏負荷量の削減を図ることが必要である。これらのことから、環境大臣への協議は不要である。</p> <p>協議期間においては、法第4条の3第4項の規定により、環境大臣は公審対策会議の議を経なければならぬといわれていることがあり、当該手続きも含めれば、協議全体としてある程度の時間が必要である状況にあるが、先般の「義務付け枠付けの第4次見直し」の際のご意見を踏まえ、協議期間の短縮のため、事前調整を含めて標準処理期間を設定したところ。</p> | 水質汚漏防止法第4条の3第3項 |           | 環境省             | 兵庫県、大阪府、和歌山県、徳島県 | C 対応不可      | <p>総量削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられることから、国の関係省庁の施策との整合及び指定地域間における施設の調整が求められる。しかし、基本方針に基づいて、目標を達成するために妥当な計画であるか確認を行う必要がある。また、水質総量削減は、指定水域全体としての水質改善を図るために、内陸部を含めて地域的かつ総合的に対処することによって、指定水域に流入する汚漏負荷量を全体として削減しようとするものであることから、各都府県間の調整を十分に行い、関係者が一致協力して汚漏負荷量の削減を図ることが必要である。これらのことから、環境大臣への協議は不要である。</p> <p>協議期間においては、法第4条の3第4項の規定により、環境大臣は公審対策会議の議を経なければならぬといわれていることあり、当該手続きも含めれば、協議全体としてある程度の時間が必要である状況にあるが、先般の「義務付け枠付けの第4次見直し」の際のご意見を踏まえ、協議期間の短縮のため、事前調整を含めて標準処理期間を設定したところ。</p>  | <p>・国が総量削減基本方針を策定する過程において、地方公共団体の施策等も踏まえていること、関係省庁との調整がなされていることから、総量削減基本方針が策定される時点で十分な調整等は済んでいるものと考えられる。</p> <p>・このため、当該基本方針の枠組の中で総量削減計画を策定する場合においては、総量削減計画策定期の中では再度の調整等は不要である。</p> <p>・なお、都道府県間の調整は水平連携で十分に対応可能である。</p>                |  |
| 957  | 水質汚漏防止法に基づく総量削減計画の策定における環境大臣の同意協議の廃止 | <p><b>【制度改正の必要性】</b><br/>国への協議を行うことにより、計画策定に時間を要する(H23策定期には、国への協議に約2か月を要した)。</p> <p>同意協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の手続フロー(①国との事前調整→②審議会諮詢→③國への協議)における3の廃止となりH23終では約2ヶ月(現行の標準処理期間ベースで協議40日)の期間短縮効果が見込まれる。</p> <p>【急解の削除】</p> <p>国は、同意協議を行う理由として、各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性確保を挙げているが、都道府県は、国と事前調整を行ひながら、都道府県ごとの削減目標量を定めた国総量削減基本方針に基づき、総量削減計画を策定している。大臣同意を廃止したとしても、上記①の段階で大臣意見を聽取することにより、各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性確保は担保される。</p> | <p>現在の手続フロー(①国との事前調整→②審議会諮詢→③國への協議)における3の廃止となりH23終では約2ヶ月(現行の標準処理期間ベースで協議40日)の期間短縮効果が見込まれる。</p> <p>【急解の削除】</p> <p>国は、同意協議を行う理由として、各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性確保を挙げているが、都道府県は、国と事前調整を行ひながら、都道府県ごとの削減目標量を定めた国総量削減基本方針に基づき、総量削減計画を策定している。大臣同意を廃止したとしても、上記①の段階で大臣意見を聽取することにより、各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性確保は担保される。</p>   | 水質汚漏防止法第4条の3    |           | 環境省             | 中国地方知事会          | C 対応不可      | <p>総量削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられることから、国の関係省庁の施策との整合及び指定地域間における施設の調整が求められる。しかし、基本方針に基づいて、目標を達成するために妥当な計画であるか確認を行う必要がある。また、水質総量削減は、指定水域全体としての水質改善を図るために、内陸部を含めて地域的かつ総合的に対処することによって、指定水域に流入する汚漏負荷量を全体として削減しようとするものであることから、各都府県間の調整を十分に行い、関係者が一致協力して汚漏負荷量の削減を図ることが必要である。これらのことから、環境大臣への協議は不要である。</p> <p>協議期間においては、法第4条の3第4項の規定により、環境大臣は公審対策会議の議を経なければならぬといわれていることあり、当該手続きも含めれば、協議全体としてある程度の時間が必要である状況にあるが、先般の「義務付け枠付けの第4次見直し」の際のご意見を踏まえ、協議期間の短縮のため、事前調整を含めて標準処理期間を設定したところ。</p>  | <p>同意協議の廃止後においても、都道府県の計画策定期は、国が定める基本方針に基づき行うとともに、大臣への意見聴取を行うことにより、各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性、計画の妥当性は確保され、これに加えて事務処理の効率化を実現するべきと考える。</p> <p>なお、地方分権改革推進委員会の第3次勧告においては、講ずべき措置として、法第4条の3第2項第1号について「存置許容」。その他について「廃止」とされているが、これまでに見直しがされていない。</p> |  |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)                        | 全国知事会からの意見  | 全国市長会・全国町村会からの意見 | 重複事項58項目について<br>提案募集検討専門部会から指摘された<br>主な再検討の視点 | 各府省からの第2次回答 |  | 最終的な調整結果 |
|------|--------------------------------------|---|------------------|---|-------------|--|----------|
|      |                                      | 意見  | 意見               |   | 区分          | 回答   |          |
| 23   | 水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の策定における環境大臣の同意協議の廃止 | 地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、「発生源別の汚漏負荷量の削減目標量の総量」以外の事項については、協議・同意を廃止するべきである。「発生源別の汚漏負荷量の削減目標量の総量」についても、総量削減計画が国の基本方針の枠内で策定されるものであることを踏まえ、環境大臣への協議を不要とするよう積極的な検討を求める。 |                  |   | C 対応不可      | <p>水質総量削減は、指定水域全体としての水質改善を図るため、内陸部を含めて広域的かつ総合的に対処することによって、指定水域に流入する汚漏負荷量を全体として削減しようとするものであることから、各都府県間の調整を十分に行い、関係者が一一致協力して汚漏負荷量の削減を図ることが必要である。これらのことから、環境大臣への協議は必要である。</p> <p>また、総量削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられるところから、国の関係省庁の施策との整合及び対策地域間における施策の整合を確保する必要があることとともに、基本方針に照らし、目標を達成するために妥当な計画であるかの確認を行なう必要がある。</p> <p>具体的には、「達成の方途」及び「その他必要な事項」として、国の補助金等を受けた地方自治体が行う事業、国と複数の地方自治体が一体的に行う事業が含まれる。国の財政的支援が伴う施策などは、国が主体となる施策と密接に関係する施策や複数の都道府県にまたがる施策が多いため、国の施策と整合しつつ、極力効果的・効率的なものである旨の確認が必要不可欠であることから、環境大臣への協議は存置する必要がある。</p> <p>なお、地方分権改革推進委員会による第3次勧告において、同意を要する協議を許容する場合として「地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的な基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合」を挙げており、当該計画はこれに該当するものと考えている。</p> |          |
| 825  | 水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の策定に係る環境大臣の同意協議の廃止  | 地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、「発生源別の汚漏負荷量の削減目標量の総量」以外の事項については、協議・同意を廃止するべきである。「発生源別の汚漏負荷量の削減目標量の総量」についても、総量削減計画が国の基本方針の枠内で策定されるものであることを踏まえ、環境大臣への協議を不要とするよう積極的な検討を求める。 |                  |   | C 対応不可      | <p>水質総量削減は、指定水域全体としての水質改善を図るため、内陸部を含めて広域的かつ総合的に対処することによって、指定水域に流入する汚漏負荷量を全体として削減しようとするものであることから、各都府県間の調整を十分に行い、関係者が一一致協力して汚漏負荷量の削減を図ることが必要である。これらのことから、環境大臣への協議は必要である。</p> <p>また、総量削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられるところから、国の関係省庁の施策との整合及び対策地域間における施策の整合を確保する必要があることとともに、基本方針に照らし、目標を達成するために妥当な計画であるかの確認を行なう必要がある。</p> <p>具体的には、「達成の方途」及び「その他必要な事項」として、国の補助金等を受けた地方自治体が行う事業、国と複数の地方自治体が一体的に行う事業が含まれる。国の財政的支援が伴う施策などは、国が主体となる施策と密接に関係する施策や複数の都道府県にまたがる施策が多いため、国の施策と整合しつつ、極力効果的・効率的なものである旨の確認が必要不可欠であることから、環境大臣への協議は存置する必要がある。</p> <p>なお、地方分権改革推進委員会による第3次勧告において、同意を要する協議を許容する場合として「地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的な基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合」を挙げており、当該計画はこれに該当するものと考えている。</p> |          |
| 957  | 水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の策定における環境大臣の同意協議の廃止 | 地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、「発生源別の汚漏負荷量の削減目標量の総量」以外の事項については、協議・同意を廃止するべきである。「発生源別の汚漏負荷量の削減目標量の総量」についても、総量削減計画が国の基本方針の枠内で策定されるものであることを踏まえ、環境大臣への協議を不要とするよう積極的な検討を求める。 |                  |   | C 対応不可      | <p>水質総量削減は、指定水域全体としての水質改善を図るため、内陸部を含めて広域的かつ総合的に対処することによって、指定水域に流入する汚漏負荷量を全体として削減しようとするものであることから、各都府県間の調整を十分に行い、関係者が一一致協力して汚漏負荷量の削減を図ることが必要である。これらのことから、環境大臣への協議は必要である。</p> <p>また、総量削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられるところから、国の関係省庁の施策との整合及び対策地域間における施策の整合を確保する必要があることとともに、基本方針に照らし、目標を達成するために妥当な計画であるかの確認を行なう必要がある。</p> <p>具体的には、「達成の方途」及び「その他必要な事項」として、国の補助金等を受けた地方自治体が行う事業、国と複数の地方自治体が一体的に行う事業が含まれる。国の財政的支援が伴う施策などは、国が主体となる施策と密接に関係する施策や複数の都道府県にまたがる施策が多いため、国の施策と整合しつつ、極力効果的・効率的なものである旨の確認が必要不可欠であることから、環境大臣への協議は存置する必要がある。</p> <p>なお、地方分権改革推進委員会による第3次勧告において、同意を要する協議を許容する場合として「地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的な基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合」を挙げており、当該計画はこれに該当するものと考えている。</p> |          |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)                                       | 求める措置の具体的な内容   | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等   | 根拠法令等  | その他(特記事項) | 制度の所管・<br>関係府省庁       | 提案団体             | 各府省からの第1次回答 |   | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見  |  |
|------|---|--|---|--|-----------|-----------------------|------------------|-------------|---|--|--|
|      |   |  |   |  |           |                       |                  | 区分          | 回答  | 意見   |  |
| 240  | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく都道府県分別収集促進計画の策定義務の廃止 | 市町村分別収集計画に適合するよう都道府県が策定する都道府県分別収集促進計画の策定義務を廃止する。   | 【制度改正の必要性】<br>市町村分別収集計画に適合するよう都道府県が策定する都道府県分別収集量等を策定するもので、策定意義に乏しい。<br>【誤りの解消】<br>第6条に規定する都道府県の責務である市町村への技術的援助等は、法の規定により、本計画とは関係なく実施可能である。<br>なお、8条第4項、第5項の市町村の提出義務等については、県において技術的支援、助言等を実施するために市町村計画の内容を把握する必要があるため、現行のままとすることが望ましいと考える。   | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第9条                             |           | 環境省                   | 広島県              | C 対応不可      | 都道府県は、区域内の市町村の分別収集計画に適合するよう都道府県分別収集促進計画を定めることとされており、当該計画の環境大臣への提出により全国的な取組状況の把握、再商品化義務量の算出等の制度全般に係る管理が担保されている。<br>また、国的基本方針に即し、かつ再商品化計画を勘案して定められた都道府県分別収集計画を市町村分別収集計画と適合するものにすることによって、区域内の市町村間の広域連携等の調整機能も果たされている。<br>さらに、区域内の市町村間に分別収集に関する情報交換の促進など、都道府県が市町村に対して果たす役割は大きいものがあることから、都道府県分別収集計画の策定が必要である。  | 全国的な取組状況の把握等は、市町村分別収集計画を策定することにより可能と考える。<br>市町村間の広域連携等の調整機能や情報交換の促進等は、計画策定とは無関係に実施可能である。<br>現行の都道府県分別収集促進計画は、市町村分別収集計画に適合するよう定めることとされており、市町村の分別収集量等を策定するもので、策定意義に乏しいことから、策定義務を廃止すべきと考える。             |  |
| 773  | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲          | 事業者の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づき立入検査、報告微収、立入検査を実施するに際して、国と協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したことでも、指導、助言等の権限がないれば実効性がない。現状では、立入検査、報告微収等の権限がないため、支撑があつても把握できない。(具体的な問題が表面化していく後追い状況把握、対応を行なうなどを懸念しているのである。)<br>【改正による効果】<br>都道府県内のすべての事務所に対する報告微収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することができる。また、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限することで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。 | 【現行・支障事例】<br>本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のための事業者を指導する権限はないことから、報告微収、立入検査を実施するに際して、国と協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したことでも、指導、助言等の権限がないれば実効性がない。現状では、立入検査、報告微収等の権限がないため、支撑があつても把握できない。(具体的な問題が表面化していく後追い状況把握、対応を行なうなどを懸念しているのである。)<br>【改正による効果】<br>都道府県内のすべての事務所に対する報告微収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することができる。また、大臣と並行権限することで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条、第20条、第39条、第40条             |           | 環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省 | 兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 | C 対応不可      | 特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いほか、生産大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。概ね立入検査、指導、助言、勧告・公表・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。 | ・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することができるとなり、事業者への統一的な指導を実施することができる。  |  |
| 974  | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲          | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲を認める(事業者が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)   | 3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくく状況にある。<br>事業所が他の府県の区域を超えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。<br>なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。  | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第7条の7、第19条、第20条、第39条、第40条 |           | 環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省 | 関西広域連合           | C 対応不可      | 特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いほか、生産大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。概ね立入検査、指導、助言、勧告・公表・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。 | 現在、各地方環境事務所に委託されている報告微収・立入検査に関しては、從前より一部都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能な状況であったものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違はないものと考える。<br>また、指導・助言、勧告・公表・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。 |  |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)                                       | 全国知事会からの意見   | 全国市長会・全国町村会からの意見 | 重点事項58項目について<br>提案募集検討専門部会から指摘された<br>主な再検討の視点 | 各府省からの第2次回答   | 最終的な調整結果  |
|------|---|--|------------------|---|---|---|
|      |   | 意見   | 意見               |   | 区分  |   |
| 240  | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく都道府県分別収集促進計画の策定義務の廃止 | 地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、「当該都道府県の区域内において得られる分別基準適合物について、各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村の量の見込み及び当該見込み量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量」以外の事項については、策定の義務付けを廃止し、「できる」規定又は努力義務化、及びその内容に係る規定の例示化又は程度の内容への大枠化をするべきである。 |                  | C 対応不可  | <p>容器包装リサイクル法(平成7年法律第12号、以下「法」という)においては、都道府県が、市町村の分別収集計画に合するうる都道府県別に収集計画を定め、該計画を建設大臣に提出することとされており、当該計画の策定大臣への提出により国の行政取扱いの把握のみならず、再商品化義務の実現に貢献する。</p> <p>貴委員会は、平成19年6月に「容器包装使用量徴収制度の特徴と課題」(法第11条第3項の規定に基づき本制度の根柢をもす特徴事項等に対する商品化義務の設定が行われること)。</p> <p>したがって、法第9条第2項第2号に定める特定分別基準適合物ごとの量等について、不適切な設定が行われ、役に立たないのではなく、結果的に特徴事項等における商品化義務も最大限のものになり、容器包装リサイクル法に基づく制度の効率的適用に支障を生じることになる。</p> <p>当該特許分別基準適合物ごとの量等について、同項目1)に記める容器包装業者の出荷量の見込みや、同項目3)に定める2種別に区分しての生産者令一定の物(スケール物等)の量の見込み等、容器包装業者による分別基準適合物の排出の抑制並びにその分別収集及び運送の実現に貢献するための措置を講ずることで、都道府県において適切な対応が可能とし、国は当該都道府県がら、適切な設置がなされているか判断することも可能とし、ひいては、特徴事項等における適切な商品化義務の設定を確保するには、法第9条第2項第1号及び第3項に規定する事務官の不適欠格である。</p> <p>容器包装の量を算定し、回収率を算出し、リサイクルされる容器包装廃棄物の量を算定する場合、容器包装廃棄物の量であり、このように量を算定し可視化することで、分別排出に協力する住民の一番の動機付けに資すると言えれるところとし、計画に記載することが必要である。</p> <p>さらに、区内の容器包装業者(生産卸商等)係る組合、広域的連携の促進等に關する都道府県の規制の抑止及び分別収集の宣導に關する議論の普及、当該都道府県の区域内の市町村間の分別収集に關する情報の交換の促進に関する事項も要である。当該事項に係る内容を把握、参画することで、国として効率的な知識の普及や、更なる市町村の参画を図る施策、都道府県等に対する助成金等の交付などの実現が期待される。</p> <p>以上のことから、容器包装分別基準促進計画の策定は容器包装リサイクル制度において極めて重要であり、策定義務を廃止することは困難である。</p> |   |
| 773  | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく都道府県への移譲             | 手挙げ方式や社会実験による検討を求める。   |                  | C 対応不可  | <p>○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念</p> <p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号、以下「法」という)、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び運送の実現に貢献するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>法律の制定の背景には、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増大し、その最終処分場がひっ迫しつつある等廃棄物処理めぐる問題が深刻化していた状況に対応するため、従来、一般廃棄物として市町村においては理された容器包装廃棄物について、拡大生産者責任の原則に基づき、容器包装業者等につて容器包装廃棄物について製造等する企業の生産者責任を負うこととして、容器包装廃棄物について容器包装廃棄物の再商品化等をめぐるべくの取りあつたところ。</p> <p>特徴事項による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づき指定法人である公益團体法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自己の再商品化を行方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主収きを行方法(法18条)が存在する。</p> <p>また、法においては、全国の特定事業者に対する全国統一の觀点から再商品化義務を均一に課しておる。全国の特定事業者によつて、全国の容器包装廃棄物の再商品化を図るシステムになっている。</p> <p>このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法によつて履行状況を踏まえつつ、移動等の外と異なる場合等で実施している他の都道府県の取組状況などを踏まえながら実施が必要があり、認定及び指定の取扱いの主たるである我が国が、全国の様々な取組状況等を勘案しつつ、全国統一的な觀点から実施することが適当であることから、これらの事項を地方へ移植することは困難である。</p> <p>仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙を参考されたい。</p>  | 4【環境省】<br>(3)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)、(財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省と共管)<br>特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告微収及び立入検査について、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行い、実施主体や関係等の取り方を含めた的確な執行の在り方にについて、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| 974  | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく廃棄の広域連合への移譲          | 手挙げ方式や社会実験による検討を求める。   |                  | C 対応不可  | <p>○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念</p> <p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号、以下「法」という)、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び運送の実現に貢献するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>法律の制定の背景には、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増大し、その最終処分場がひっ迫しつつある等廃棄物処理めぐる問題が深刻化していた状況に対応するため、従来、一般廃棄物として市町村においては理された容器包装廃棄物について、拡大生産者責任の原則に基づき、容器包装業者等につて容器包装廃棄物について製造等する企業の生産者責任を負うこととして、容器包装廃棄物について容器包装廃棄物の再商品化等をめぐるべくの取りあつたところ。</p> <p>特徴事項による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づき指定法人である公益團体法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自己の再商品化を行方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主収きを行方法(法18条)が存在する。</p> <p>また、法においては、全国の特定事業者に対する全国統一の觀点から再商品化義務を均一に課しておる。全国の特定事業者によつて、全国の容器包装廃棄物の再商品化を図るシステムになっている。</p> <p>このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法によつて履行状況を踏まえつつ、移動等の外と異なる場合等で実施している他の都道府県の取組状況などを踏まえながら実施が必要があり、認定及び指定の取扱いの主たるである我が国が、全国の様々な取組状況等を勘案しつつ、全国統一的な觀点から実施することが適当であることから、これらの事項を地方へ移植することは困難である。</p> <p>仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙を参考されたい。</p>  | 4【再開】<br>(3)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)、(財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省と共管)<br>特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告微収及び立入検査について、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行い、実施主体や関係等の取り方を含めた的確な執行の在り方にについて、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)   | 求める措置の具体的な内容   | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等  | 根拠法令等  | その他(特記事項)                 | 制度の所管・関係府省庁 | 提案団体   | 各府省からの第1次回答  |  | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見 |
|------|---|--|--|--|---------------------------|-------------|--|--|--|---------------------------|
|      |   |  |  |  |                           |             |  | 区分   | 回答   |                           |
| 978  |   | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県に移譲する。なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ式で、都道府県が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督等が取りに行っている状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、競合や行政の弊害が生じるおそれがある。事業所が一つの都道府県の区域内にあります場合は、事務・権限を方式で、希望する市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。そのため、事業所が一つの都道府県に移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲するところが必要である。   | 廃棄物処理法に基づく指導監督やSIR等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は自分で行っており、一連の施策としての連携が取りにくいう状況にある。なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ式で、都道府県が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督等が取りに行っている状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、競合や行政の弊害が生じるおそれがある。事業所が一つの都道府県の区域内にあります場合は、事務・権限を方式で、希望する市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。そのため、事業所が一つの都道府県に移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲するところが必要である。 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第19～20条、第39～40条 | 環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省 | 鳥取県         | C 対応不可   | 特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告収受・立入検査、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を俟ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。 | 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告微取・立入検査・指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、容器包装リサイクル法に基づく事務を行なう方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告収受・立入検査、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を俟ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。 |                           |
| 447  | 環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則(平成18年環境省令第3号)第25条第1項に規定する申請等の経由に係る事務の移譲 | 申請等の経由に係る事務は、保健所設置自治体で実施しているが、独立行政法人環境再生保全機構法第10条の2の規定に基づき、都道府県、保健所を設置する市町村は特別区又は環境大臣の指定する者と、委託契約を締結して経由事務を既に実施しているところなので、実態にあわせ法に基づく事務として位置づける必要がある。  | 独立行政法人環境再生保全機構法第10条の2の規定に基づき、都道府県、保健所を設置する市町村は特別区又は環境大臣の指定する者と、委託契約を締結して経由事務を既に実施しているところなので、実態にあわせ法に基づく事務として位置づける必要がある。  | 環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第25条第1項               | 環境省                       | 神奈川県        | C 対応不可   | 石綿健康被害救済制度は、国が行政的な救済措置を速やかに講ずることとしたものであり、石綿健康被害救済法では、その認定申請等については、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)が直接受け付けるか、地方環境事務所経由で受け付けることになっている。一方、申請者の便宜を第一義に考え、機構では、独立行政法人環境再生保全機構法第10条の2の規定に基づき全国の保健所設置自治体と業務委託契約を結び、幅広い行政窓口で認定申請等を受け付ける体制を整備しているところであり、特段の支障が生じているとは認識していない。                                       | 申請等の受付窓口を独立行政法人及び、法により、都道府県等を受付窓口に位置づけるべきである。<br>申請等の受付窓口を独立行政法人及び、法により、都道府県等を受付窓口に位置づけるべきである。<br>申請等の受付窓口を独立行政法人及び、法により、都道府県等を受付窓口に位置づけるべきである。  |                           |
| 739  | 廃棄物処理施設等の立地基準等の条例委任   | 【地域の実情】<br>現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、同法に定める施設の技術的基準に適合すれば、廃棄物の処理施設を設置する場所について規制を受けないため、許可権者としては許可せざるをえない。<br>【支障事例】<br>豊田市においては、住宅地の隣地における廃棄物の処理施設の不適正処理(過剰保管)により、周辺環境への影響が問題となり、また、自然豊かな山間での産業廃棄物最終処分場計画に対して反対署名運動が行われた。<br>【制度改正の必要性】<br>施設の技術的基準のみにようて廃棄物の処理施設が許可されると、廃棄物の処理施設のもの貢献のイメージや不適正処理が行われた場合の影響などから、廃棄物の処理施設が建設される場所の周辺における住宅の立地状況や自然環境、地域・観光・資源等の状況によっては、住環境や地域経済は大きくなってしまうことになる。よって、各地域の実情に合わせて、条例により立地基準を設定できるようにしてもらいたい。<br>【留意点】<br>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を改正して、住宅環境、自然環境、地域資源等の各地域の実情に合わせて、廃棄物の処理施設の立地基準を条例により設定することができるよう、立地基準の設定権限を都道府県、指定都市、中核市等に移譲してもらいたい。<br>【効果】<br>地域の実情に合わせた立地基準に従って廃棄物の処理施設が立地することにより、計画的なまちづくりを行うことができ、住民の生活環境の保全や地域振興に寄与することができる。 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2、第14条第5項、第14条の5第5項、第15条の2   | 環境省  | 豊田市                       | C 対応不可      | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)において、廃棄物処理施設の設置については、地域毎の生活環境保全への配慮を組み込んだ施設の設置手続が既に定められている。また、御指摘のような理由から当該手続を超えて立地規制を加えることは、過法な施設の設置が困難となるほか、施設設置手続の複雑化につながることにより廃棄物の適正処理体制の構築となる施設の確保が難しくなることから、これららため、条例によつて、施設を設定位することを認めることは困難である。<br>が地域資源となつている箇所に廃棄物の処理施設が立地することは、地元住民の生活環境に大きな影響があり、また、地域にとっても地域資源の重大な損失である。<br>ぜひとも、地域の実情に合わせた立地基準を地域で決められるように、改正を強く要望する。 | 回答の趣旨は理解できるが、回答にある「廃棄物処理施設の設置については、地域毎の生活環境保全への配慮を組み込んだ施設の設置手続が既に定められている。」のは、ご限られた廃棄物の処理施設であり許可不可の載量はない。また、提案の中で述べたとおり、住宅地の隣地や自然環境が地域資源となつている箇所に廃棄物の処理施設が立地することは、地元住民の生活環境に大きな影響があり、また、地域にとっても地域資源の重大な損失である。<br>ぜひとも、地域の実情に合わせた立地基準を地域で決められるように、改正を強く要望する。   |  |                           |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)   | 全国知事会からの意見                       | 全国市長会・全国町村会からの意見                                    | 重複事項58項目について<br>提案募集検討専門部会から指摘された<br>主な再検討の視点 | 各府省からの第2次回答  |   | 最終的な調整結果 |
|------|---|----------------------------------|---|---|--|---|----------|
|      |   | 意見                               | 意見  |   | 区分   | 回答  |          |
| 97   | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告、立て入り検査、勅告、命令に係る事務・権限の移譲           | 手挙げ方式や社会実験による検討を求める。             | 【全国市長会】<br>権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ方式による検討を求める。 | C 対応不可  | ○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念<br>容器包装係らの分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成2年法律第12号、以下「法」という。)は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られる分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。<br>法律の制定の背景には、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増大し、その最終処分場がいつまでも持つある専用廃棄物処理場をめぐる問題が深刻化していく状況に対処するため、既存の資源の有効な利用と、資源循環の促進を図るために、容器包装廃棄物に係る分別収集及び再商品化の促進等の措置を講ずること等により、資源の生産者責任の概念に基づいて、容器包装廃棄物について全般的な分別収集及び再商品化を進めべきとの考え方があつたこと。<br>特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公的財團法人日本容器サイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得てから再商品化を行ふ方法(15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装自体を回収を行う方法(16条)が存在する。<br>また、法においては、全国の事業者が同一の観点から再商品化義務を負うことを規定するため、全国の特種事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化をえるシステムとなっている。<br>このため、法における履行状況は、それぞれの履行状況を踏まえつつ、移行要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全國民の様々な取組状況等を踏まえつつ、全国統一的な観点から実施することが適当であることが、これらの事務を地方に移譲することは困難である。<br>仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。 | [再掲]<br>④[環境省]<br>(3)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)<br>(12)財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省と共管)<br>特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告収集及び立案検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |          |
| 447  | 環境省関係石綿による健康被害の軽減に関する法律施行規則(平成18年環境省令第3号)第25条第1項に規定する申請等の経由に係る事務の移譲 | 手挙げ方式や社会実験による検討を求める。             |   | C 対応不可  | 石綿健康被害救済法及び環境再生保全機構法に基づいて実施されている石綿健康被害救済制度の申請等の受付機関は、都道府県等の協力により、現に600を越え、申請者にとって利便性の高いものとなっており、特段の支障はないといふことは認識していない。また、お尋ねの手挙げ方式や社会実験の意味するところが必ずしも明らかでないが、それをせざとも、上記のとおりすでに申請者にとって利便性の高い制度となっていると考えている。  |   |          |
| 739  | 廃棄物処理施設等の設置許可に当たっての立地基準等の条例委任                                       | 廃棄物処理施設の立地基準については、全国一律の基準が必要である。 | 【全国市長会】<br>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。               | C 対応不可  | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)は、「生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」を目的としており、当該目的を達成するために許可基準等を設けている。<br>廃棄物処理施設の設置許可にあたっては、生活環境影響調査等の手続を行ない、「地元住民の住環境」に与える影響の有無等を審査することとしており、許可にあたっては、当該地域の実情に応じて「生活環境保全上必要な条件」を付すことができるとしている。<br>また、廃棄物処理施設の設置許可を要しない施設についても、当該施設を使用する場合を除き、立地基準等の基準を適用する場合には、都道府県知事が業者の許可を受け取る場合と、当該許可に係る審査においては、事業の利用をする施設が廃棄物の処分に供するか否かを確認するほか、許可にあたっては、上記「生活環境保全上必要な条件」を付すこともできるとしている。<br>したがって、地域の実情に応じた対応は、現行制度下において十分に可能になっているものと考えられる。  |   |          |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)  | 求める措置の具体的な内容  | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等   | 根拠法令等  | その他(特記事項) | 制度の所管・<br>関係府省庁 | 提案団体             | 各府省からの第1次回答 |   | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見  |
|------|--|---|---|--|-----------|-----------------|------------------|-------------|---|--|
|      |  |   |   |  |           |                 |                  | 区分          | 回答  |  |
| 774  | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲              | 事業者等の各都道府県内事務所への小型家電リサイクル法に基づく立入検査、報告微収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。<br>（大臣・知事の並行権限とする）事業者等への立入検査、報告微収事業者等への指導、助言事業者等への勧告、命令                   | 【現行・支障事例】本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告微収、立入検査を実施するとして、國に協力を依頼しなければ実効性がない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限がなければ実効性がない。現状では、立入検査、報告微収等の権限がないため、支障があつても把握できない。（具体的な問題が表面化したら後追いで状況把握、対応を行うなどを懸念し、提案するものである。）<br>【改正による効果】都道府県内のすべての事務所に対する報告微収、立入検査をあわせ、指導、助言等の権限及び清掃に関する法律に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することができる。また、大臣と並行権限することで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行にあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようになる。 | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく立入検査、報告微収等の権限がないため、支障があつても把握できない。（具体的な問題が表面化したら後追いで状況把握、対応を行うなどを懸念し、提案するものである。）  |           | 環境省、経済産業省       | 兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 | C 対応不可      | 報告微収・立入検査、指導・助言等の措置は、小型家電リサイクル法の目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の認定事業者等の取組状況なども踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。   | ・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認する事が可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。  |
| 977  | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲              | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告、立入検査および指導、助言に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める（事務所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。）  | 3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくく状況に悩んでいます。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。<br><br>なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。  | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく立入検査、報告、命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。  |           | 環境省、経済産業省       | 関西広域連合           | C 対応不可      | 報告微収・立入検査、指導・助言等の措置は、小型家電リサイクル法の目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の認定事業者等の取組状況なども踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。   | 現在、各地方環境事務所に委任されている報告微収、立入検査に関しては、以前より一部都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違はないと考える。<br>また、指導・助言、勧告、命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。 |
| 981  | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告、立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲 | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告、立入検査・勧告・命令に係る都道府県への移譲する。<br>なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。<br>権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。 | 廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っています。一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。   | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく立入検査、報告、命令等の措置は、小型家電リサイクル法の目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の認定事業者等の取組状況なども踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。 |           | 環境省、経済産業省       | 鳥取県              | C 対応不可      | 報告微収・立入検査、勧告・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、從前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、小型家電リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一緒に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。 |  |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)  | 全国知事会からの意見          |  | 全国市長会・全国町村会からの意見 | 重複事項58項目について<br>提案募集検討専門部会から指摘された<br>主な再検討の視点 | 各府省からの第2次回答 |   | 最終的な調整結果  |
|------|--|---------------------|--|------------------|---|-------------|---|---|
|      |  | 意見                  | 意見   |                  |   | 区分          | 回答  |   |
| 774  | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲              | 手挙げ式や社会実験による検討を求める。 |  |                  |   | C 対応不可      | <p>○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の理念<br/>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号、以下、「法」という。)は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なもののが相当部分が回収されずに廃棄されている状況を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。使用済小型電子機器等においては、資源性を有することから、広域的かつ効率的な回収が可能であれば、規範の経済が働いて採算性を確保しつつ再資源化することができる。<br/>したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が広域で再資源化が可能と判断した再資源化事業者に対して回収を行うことを認めることにより、使用済小型電子機器等を可能なかぎり多く回収し、中間処理から製錬への引渡しに至るまで一連の計画として捉え認定することによって、使用済小型電子機器等の適正処理に加え、金属その他の資源の十分な利用を図っていくことを目的としたものである。これらの法の目的やその性質を踏みれば、国が認定した再資源化事業者(以下、「認定事業者」という。)の義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。<br/>仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。</p>    | 4【環境省】<br>(8) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平24法57)(経済産業省と共管)<br>認定事業者等に対する指導、助言、報告微収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の権限等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| 977  | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲              | 手挙げ式や社会実験による検討を求める。 |  |                  |   | C 対応不可      | <p>○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の理念<br/>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号、以下、「法」という。)は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なもののが相当部分が回収されずに廃棄されている状況を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。使用済小型電子機器等においては、資源性を有することから、広域的かつ効率的な回収が可能であれば、規範の経済が働いて採算性を確保しつつ再資源化することができる。<br/>したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が広域で再資源化が可能と判断した再資源化事業者に対して広域で回収を行うことを認めることにより、使用済小型電子機器等を可能なかぎり多く回収し、中間処理から製錬への引渡しに至るまで一連の計画として捉え認定することによって、使用済小型電子機器等の適正処理に加え、金属その他の資源の十分な利用を図っていくことを目的としたものである。これらの法の目的やその性質を踏みれば、国が認定した再資源化事業者(以下、「認定事業者」という。)の義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。<br/>仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。</p> | 【環境省】<br>(8) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平24法57)(経済産業省と共管)<br>認定事業者等に対する指導、助言、報告微収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の権限等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  |
| 98   | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲 | 手挙げ式や社会実験による検討を求める。 | 【全国市長会】<br>権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ式による移譲を求める。 |                  |   | C 対応不可      | <p>○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の理念<br/>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号、以下、「法」という。)は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なもののが相当部分が回収されずに廃棄されている状況を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。使用済小型電子機器等においては、資源性を有することから、広域的かつ効率的な回収が可能であれば、規範の経済が働いて採算性を確保しつつ再資源化することができる。<br/>したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が広域で再資源化が可能と判断した再資源化事業者に対して広域で回収を行うことを認めることにより、使用済小型電子機器等を可能なかぎり多く回収し、中間処理から製錬への引渡しに至るまで一連の計画として捉え認定することによって、使用済小型電子機器等の適正処理に加え、金属その他の資源の十分な利用を図っていくことを目的としたものである。これらの法の目的やその性質を踏みれば、国が認定した再資源化事業者(以下、「認定事業者」という。)の義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。<br/>仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。</p> | 【環境省】<br>(8) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平24法57)(経済産業省と共管)<br>認定事業者等に対する指導、助言、報告微収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の権限等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)                                     | 求める措置の具体的な内容  | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等   | 根拠法令等                                      | その他(特記事項) | 制度の所管・関係府省庁                     | 提案団体             | 各府省からの第1次回答 |  | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見   |
|------|---|---|---|--|-----------|---------------------------------|------------------|-------------|--|---|
|      |   |   |   |  |           |                                 |                  | 区分          | 回答   |   |
| 775  | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲              | 事業者等の各都道府県は、事業者を指導する権限はないことから、報告微収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限がなければ実効性がない。現状では、立入検査、報告微収等以下の権限を、必要な人員、財源とともに、國から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)。(大臣・知事の並行権限とする)。(大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行えるとともに、指導、助言、報告、命令を行つにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする)。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。  | 【現行・支障事例】<br>本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告微収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限がないため、支障があつても把握できない。(具体的な問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行なうなどを懸念し、提案するのである。)  | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条         |           | 農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省 | 兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 | C 対応不可      | 報告微収・立入検査、指導・公表・助言・勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全國統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。 | ・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することができる。事業者への統一的な指導を実施することができる。  |
| 975  | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲              | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業者が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)<br><br>3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくく状況に悩んでいます。<br>事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。<br><br>なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。 | 3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくく状況に悩んでいます。<br>事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。   | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条第1項から第3項 |           | 農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省 | 関西広域連合           | C 対応不可      | 報告微収・立入検査、指導・助言・勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全國統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。    | 現在、各地方環境事務所に委任されている報告微収・立入検査に関する場合は、以前より一部府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違はないと考える。<br>また、指導・助言・勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。                                |
| 979  | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲 | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。<br>なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。<br>権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。   | 廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っています。一連の施策としての連携が取りにくく状況に悩んでいます。また、国の各府県が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県・市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その後、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。 | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条              |           | 農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省 | 鳥取県              | C 対応不可      | 報告微収・立入検査、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全國統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。          | 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告微収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、從前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、食品リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一緒に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。 |



| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)  | 求める措置の具体的な内容   | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等   | 根拠法令等  | その他(特記事項)                       | 制度の所管・<br>関係府省庁 | 提案団体   | 各府省からの第1次回答   |  | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見 |  |
|------|--|--|---|--|---------------------------------|-----------------|--------|---|--|---------------------------|--|
|      |  |  |   |  |                                 |                 |        | 区分  | 回答   | 意見                        |  |
| 776  | 資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲   | 事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告微収等以下の権限を、必要となる人員、財政とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣、知事の並行権限とする)<br>事業者等への立入検査、報告微収等への指導、助言事業者等への勧告、公表、命令   | 【現行・支障事例】<br>本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告微収、立入検査を実施するにても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告微収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的な問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行なうことを懸念し、提案するものである。)<br>【改正による効果】<br>都道府県内のすべての事務所に対する報告微収、立入検査とあわせ、指導、助言の権限について、都道府県へ移譲することで、元々廃棄業者あり、「義務の履行の状況及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適切に処理されているかどうかを確認することができるなり。事業者への統一的な指導を実施する手立てができるよう、大臣と並行権限とすることで立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行なうあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行なうこととする。<br>なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。 | 資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条 | 経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省 | 兵庫県、徳島県         | C 対応不可 | 同法目的を達成するため、国が全国統一的な観点から立入検査・報告微収・指導・助言・勧告・公表・命令等を行う必要があり、これら権限を委譲することは困難である。命令等当たっては、主務大臣は産業構造審議会等の意見を聽いて行なうこととされており、社会的妥当性を確保するため、慎重な検討が求められるここから、国が統一して行なうことを法で予定している。<br>なお、同法は、指定表示品目の販売等を行う者に対して、統一的な表示を実施する旨を定めているところ、他の事業者の取り組みや規制等を参考え、全国統一の観点から国がこれらの措置を行なうことが適当である。  | ・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。   |                           |  |
| 824  | 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における絶量の削減等に関する特別措置法に基づく総量削減計画の策定における環境大臣への協議の廃止 | 計画対象範囲が県内で完結する総量削減計画を策定時には、環境大臣への協議を不要とし、報告とすること。<br><br>【支障事例】<br>県の策定協議会を経て計画案について、関係府省との調整に時間を要する上、国の協議が必要となつた場合、再度協議会に説明する必要が生じ、策定まで更に時間を要することとなる。<br>【改正の必要性】<br>そもそも、国の基本方針そのものが、国の関係省庁の施策及び対策地域間における施策の整合性を反映させたものであり、その基本方針の枠内で、県が総量削減計画を策定する限り、調整を再度行なう必要はない。<br>また、総量削減計画の策定に当たっては、県内関係省により構成される協議会からの意見聴取を通じて策定されるところが、国が関与を行なうことは、効率的な総量削減計画の策定を阻害するところが、都道府県の特徴的な施策の自主性を損なうことにならぬため、環境大臣への協議は不要である。 | 【現行】<br>現行では、計画対象範囲が県内で完結する総量削減計画の策定時には、環境大臣への協議をしなければならない。<br><br>【支障事例】<br>県の策定協議会を経て計画案について、関係府省との調整に時間を要する上、国の協議が必要となつた場合、再度協議会に説明する必要が生じ、策定まで更に時間を要することとなる。<br>【改正の必要性】<br>そもそも、国の基本方針そのものが、国の関係省庁の施策及び対策地域間における施策の整合性を反映させたものであり、その基本方針の枠内で、県が総量削減計画を策定する限り、調整を再度行なう必要はない。<br>また、総量削減計画の策定に当たっては、県内関係省により構成される協議会からの意見聴取を通じて策定されるところが、国が関与を行なうことは、効率的な総量削減計画の策定を阻害するところが、都道府県の特徴的な施策の自主性を損なうことにならぬため、環境大臣への協議は不要である。  | 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における絶量の削減等に関する特別措置法第7条第3項                           | 環境省                             | 兵庫県、大阪府         | C 対応不可 | 当該提案については、既に「義務付け・枠付けの第4次見直し」において、「当該協議の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定する」との閣議決定内容となっており、その措置として、平成25年7月2日付けて関係自治体あてに「標準処理期間の設定」について通知済みである。<br>環境大臣への協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」時に回答したとおり、都府県が事前調整を含めた標準的な処理期間を設定するにあたっては、国及び地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられることから、国の関係省庁の施策との整合及び対策地域間における施策の整合を確保する必要があるとともに、基本方針に照らし、目標を達成するため、妥当な計画であるか確認を行う必要があるため、定められているものもある。各種の施策には国と共同で実施したり財政面等で役割分担したりするなど、国が主体となる施策と密接に関係するものの複数の都道府県にまたがるものもしくは、国等の施策と整合し、かつ極力効果的・効率的なものであるとの確認が必要不可欠であることに、協議は位置する必要がある。<br>なお、前回の協議手続きにおいても、計画(案)に対し、関係省庁から指摘、記述事項等が提出された事項もあった。<br>また、標準処理期間設定後、当該環境大臣手続きを実施したものはない。<br>以上のことから、協議を存置する考えに変更はない。 | ・国の総量削減基本方針は、地方公共団体の施策、調査結果を踏まえ、関係省庁との調整もなされたうえで策定されていることから、総量削減基本方針が策定される時点で十分な調整等は済んでいるものと考える。<br>・このため、当該基本方針の枠組みの中で都道府県が総量削減計画を策定する限り、その内容は、都道府県の状況に応じた裁量に委ねるべきであり、計画が妥当か否かの国の判断は事前の調整等で足り、環境大臣への協議は不要と考える。<br>・なお、都道府県間の調整は水平連携で十分に対応可能である。 |                           |  |
| 976  | 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲  | 使用済自動車の再資源化等に関する消費者への啓発は各府県、市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行なっているが、一連の施策としての連携が取りにくく状況にある。<br>事業所が所在する府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県、市町村の3R等への取組との連携が可能となる。<br>なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。  | 3R等に関する消費者への啓發は各府県、市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行なっているが、一連の施策としての連携が取りにくく状況にある。<br>事業所が所在する府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県、市町村の3R等への取組との連携が可能となる。   | 使用済自動車の再資源化等に関する法律第37条、第38条、第130条第3項、第131条第2項                                  | 経済産業省、環境省                       | 関西広域連合          | C 対応不可 | 報告微収・立入検査・指導・助言等の一連の是正措置は、自動車リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者がも含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた自動車製造業者等又はその委託を受けた者の状況などを、特定再資源化等物質を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これからの権限を地方に移譲することは困難である。  | 現在、各地方環境事務所に委任されている報告微収・立入検査に関しては、從前より一部都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違はないものと考える。<br>また、指導・助言・勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。   |                           |  |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)  | 全国知事会からの意見   |    | 全国市長会・全国町村会からの意見<br><br>意見 | 重複事項58項目について<br>提案募集検討専門部会から指摘された<br>主な再検討の視点 | 各府省からの第2次回答 |  | 最終的な調整結果   |
|------|--|--|----|----------------------------|---|-------------|--|--|
|      |  | 意見   | 意見 |                            |   | 区分          | 回答   |  |
| 776  | 資源有効利用促進法<br>に基づく権限の都道府県への移譲   | 手挙げ方式や社会実験による検討を求める。   |    |                            |   | C 対応不可      | <p>○資源の有効な利用の促進に関する法律の理念<br/>資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源法」という。)は、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用による資源の有効利用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律である。<br/>具体的には、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮(原材料の使用的の合理化、長期使用の促進、構造の工夫等)、製造事業者等による自生回収・リサイクルシステムの構築など製造事業者等として取り組むべき課題を主務者令(「判断の基準となるべき事項」)として定めており、住民の身近なところにおいて地域の実情に応じて適切に処理する商業物処理上に異議、製造事業者等が全般に及ぶ自生の製造及び販売の地域で完結するものに加えて3Rを実施することを目的としたものである。たゞが、資源法の施行状況に係る監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとなる場合には、同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。仮に、権限を委譲した場合の実務上の問題点については別紙をご参照ください。</p>   | 【環境省】<br>(2)資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3法48)(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と共管)<br>特定省資源事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告微収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。                         |
| 821  | 自動車から排出される<br>窒素酸化物及び粒子<br>状物質の特定大気汚<br>染物質の特定大気汚<br>染物質における総量<br>削減目標量の算定方<br>法に基づく総量削減計<br>画の策定における環境<br>大臣への協議の廃止 | 地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、「削減目標量」、「計画の達成の期間」以外の事項についても、総量削減計画が国との基本方針の枠内で策定されるものであることを踏まえ、環境大臣への協議を不要とするよう積極的な検討を求める。 |    |                            |   | C 対応不可      | <p>総量削減基本方針は、総量の削減に関する目標や施策等に関する基本的事項を示すものであるのにに対し、各府県知事が定める総量削減計画は、地域の実情に応じて、國及び地方公共団体の各所にわたる施策がより具体的に掲げらるものであるから、先に策定する「削減基本方針」に係る関係省庁との連携が求められていることをもって、総量削減計画に係る協議・調整を行われたものによると想定される。</p> <p>「総量削減計画」の事例としては国際取扱いなどの具体的な事例が掲げられてはあるが、それらの事例には、国が直轄事業、国との共同企画や補助金等を受けて行う事業、国が担当して地元と協力して実施する事業などが含まれている。さらに、低公害車やハイブリット車及び電気自動車の普及促進などは、国及び地方公共交通機関が自動車製造事業者や物流業者といった事業者に対して指導、啓発を行うことにより進められるものもある。このような施策は、都道府県単独で実施できるものではなく、実施体制や財政面等でそれぞれの役割を果たし、相互に連携を図りながら進めしていくのであることから、総量削減計画案の内容について、都道府県間の調整だけでなく、国の施策との整合性や、基本方針に照らし目標を達成するための妥当な計画内容であるか、かつ極力効果的・効率的なものであるかの確認が必要不可欠である。</p> <p>これまでの協議手続きにおいて、方針の統一を図る必要がある事項についての指摘や事業等に関する事実誤認に対する指摘を行った事案もあり、環境大臣への協議は存置が必要と考える。</p>  |  |
| 976  | 使用済自動車の再資<br>本化等に関する法律<br>に基づく権限の広域連<br>合への移譲  | 手挙げ方式や社会実験による検討を求める。   |    |                            |   | C 対応不可      | <p>(1)自動車リサイクル法の理念<br/>使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)。以下「法」という。)は、使用済自動車に係る商業物の発生量が増大し、その有効な利用が十分に行われていない状況に鑑み、国が大規模な資源の循環に寄与するための資源の有効な利用の促進の観点から、自動車の廃棄物の資源化等の問題を解決するための法律として制定されたものである。法によって、自動車製造業者等は、自分が製造等を通じた自動車に係る商業物を引き受け再資源化等を行おうとするときに、そのコストを再資源化等料金として車両販売時までに公表し、使用者が自動車とともに購入する際の販売料金に組み込むことなど、法によって構成される法律(リサイクル法)において中心的な役割を果たすことになっている。</p> <p>法に基づき自動車製造業者が行う特定期間資源等物品の再資源化等は、再資源化等に要する費用、指引引取扱料金の配分、特定期間資源等物品の性質、自動車の改造形態等を踏まえ、全国単位で行うことのみを想定しており、その履行状況による指導・監督について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはよほどの法を想定するところではない。また、特定期間資源等物品の再資源化等については、再資源化の方法に関する基準を設けなければならない。資源の有効利用の観点から、資源の有効な利用の観点から、再資源化行為を行っているものであり、自動車製造業者等が、資源の有効な利用の観点から、再資源化の観点に関する基準を満たす再資源化等を行っているかどうかについて、他の都道府県に存する施設の状況等も勘案して行なう。また、自動車製造業者等が再資源化を委託する施設の状況等も勘案して行なう。一切の運営を行っているところの観点から、判断を行なう。また、毎年の資源の状況の把握等も勘案して行なう。なお、資源が要求する権限のうち、自動車製造業者等に認するものについては、真適合の管轄区域内のみに事業所を有する自動車製造業者等の存在が確認できていないため、そもそも権限の移譲について具体的に検討することができない状況である。</p> <p>(2)既に、権限を移譲した場合の実態上の問題点<br/>既に、資源会の管轄区域外にのみ事業所を有するメーカー等又はその委託を受けた者に対する指導・監督権限について、国から資源会に権限を移譲した場合、実態上の問題点として、別紙のような場合が考えられ、行政コストの増大が予想される。<br/>(別紙あり)</p> | <p>4【環境省】</p> <p>(6)使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14法87)(経済産業省と共管)<br/>自動車製造業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告微収及び立入検査並びに自動車製造業者等の委託を受けた者に対する報告微収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)  | 求める措置の具体的な内容  | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等   | 根拠法令等  | その他(特記事項) | 制度の所管・関係府省庁                                       | 提案団体    | 各府省からの第1次回答 |  | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見   |
|------|--|---|---|--|-----------|---|---------|-------------|--|---|
|      |  |   |   |  |           |   |         | 区分          | 回答   |   |
| 980  | 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。<br>使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく指導監督やSRA等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督はまだ行っておらず、各自治体・地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。<br>権限の移譲を受けた市町村は、希望する都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。                 | 廃棄物処理法に基づく指導監督やSRA等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督はまだ行っておらず、各自治体・地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。<br>そのため、各事業者が共管していることにより、統制的行政の弊害が生じるおそれがある。事業所が他の都道府県の区域内にある場合は、事務・権限を都道府県・市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律第24条、第26条、第37～38条、第90条、第130～131条 |           | 経済産業省、環境省   | 鳥取県     | C 対応不可      | 報告徴収・立入検査、指導・助言等の一連の是正措置は、自動車リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた自動車製造業者等に対する委託を受けた者の状況など、特産品資源化等物を取り組む上での「一齊」の実現を図ることの促進、「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。<br>これらの取組みをより効果的に行なうために、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。<br>【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー一連のための取組みを行なっている。地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等のエネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することができなければ、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。<br>【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的な内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とができる。 | 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、自動車リサイクル法に基づく事業者等に対する委託を受けた者の状況など、特産品資源化等物を取り扱う上での「一齊」の実現を図ることの促進、「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努められるところから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。  |
| 368  | 省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査権限を都道府県への移譲   | エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。  | 【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、國の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の要状に応じて施設を整備し、及び実施する責務を負う」とのこととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組む上での「一齊」の実現を図ることの促進、「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。   | エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条               | 福岡県提案分    | 経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省 | 九州地方知事会 | C 対応不可      | 平成25年11月22日付で、全国知事会から内閣府地方分権改革推進室に対して、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査に関する権限の受入れが困難である旨示されている。  | 昨年度検討されたのは「全国一律・一齊の権限移譲」であるが、全国知事会と各府省の見解が一致せず、権限移譲が実現しなかったものである。本年度の提案は、全国一律・一齊の権限移譲ではなく、「希望する自治体への権限移譲」であり、昨年度の結論をもって拒否することは不適切と考える。<br><br>本会としては、手挙げ方式で行うことにより、全国知事会の主張する包括移譲の必要性も具体的に検討できるものと考える。  |
| 934  | 生物多様性保全推進支援事業に関する事務の都道府県への移譲   | 【制度改革の必要性等】<br>国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない懸念があるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。<br>「空飛ぶ補助金」のうち生 物多様性保全推進支援事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること | 生物多様性保全推進支援事業実施要領<br>生物多様性保全推進交付金交付要領<br>生物多様性保全推進交付金取扱要領   |  | 環境省       | 埼玉県   |         | C 対応不可      | 生物多様性保全推進支援事業実施要領<br>生物多様性保全推進交付金交付要領<br>生物多様性保全推進交付金取扱要領  | 主な生物多様性保全活動は、地域団体が主体となり地域の実情に応じた対策に取り組んでいる。しかし、保全活動を行っている多くの団体は、市町村との関わりが薄く限られた活動となっている。<br>そこで、当該事業の事務を県が行なうことで、市町村と団体とが積極的に連携・協働しながら地域特性を生かした保全活動を行う環境を整えることができる。<br>また、地域に新たな協議会の発足を促す、生物多様性保全活動を活性化させることにより、魅力ある地域づくりに繋がる期待が持てる。<br>よって、当該事業の構成員となって支援するという取組よりも、当該事務を県へ移譲し、柔軟な補助制度としていくことで、より多くの保全活動実施者への支援が可能な大きな効果を得ることが期待できる。<br>このようにして、地域の現状に合わせて当該補助金を柔軟に活用し、地域の活力を向上させることで、地域主体の持続性がある保全活動が可能となり、が行なう生物多様性保全施策を促進させることができる。<br>そのため、当該事業について、都道府県に移譲すべきである。 |



| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)            | 求める措置の具体的な内容   | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等   | 根拠法令等    | その他(特記事項) | 制度の所管・<br>関係府省庁 | 提案団体 | 各府省からの第1次回答 |  | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見  |
|------|--------------------------|--|---|----------|-----------|-----------------|------|-------------|--|--|
|      |                          |  |   |          |           |                 |      | 区分          | 回答   |  |
| 836  | 公共下水道の設計者等の資格制度の条例委任について | 公共下水道を設置、改築する場合の設計者及び工事の監督管理者、維持管理を行う者の資格について下水道法第22条で定められているが、職員の配置については、各自治体における人事や人財育成方針等に基づき実施され、職員採用や人事任用制度もあり、当該観点のみの職員配置は難しい状況にある。また、職員の在職年数が長くなりがちになり、新たな職員が配置できず技術伝承に支障をきたしている。 | 公共下水道の設置、改築する場合の設計者及び工事の監督管理者、維持管理者の資格について下水道法第22条で定められているが、職員の配置については、各自治体における人事や人財育成方針等に基づき実施され、職員採用や人事任用制度もあり、当該観点のみの職員配置は難しい状況にある。また、職員の在職年数が長くなりがちになり、新たな職員が配置できず技術伝承に支障をきたしている。 | 下水道法第22条 |           | 国土交通省、環境省       | 三鷹市  | C 対応不可      | 公共下水道・流域下水道の設計、工事の監督管理を行う者に必要な資格要件、及び公共下水道・流域下水道の維持管理を行う者の資格要件については、下水道法第22条に基づく政令で規定されていますが、これらの要件は、特殊な技術が不可欠なこれら業務に着目し、必要な最低限の資格（学歴・実務経験年数等）を定めているものであり、ご提案のように地方公共団体の人員配置等の観点から、地域に応じて差異を設けることができる位置のものではありません。<br>地方公共団体の人員配置から、資格者の確保が難しいという点につきましては、外部の人材を活用する手法として例えば、維持管理について包括的民間委託（民間事業者が下水処理場の運転操作等の維持管理を行ふもの）の方式で民間事業者が受託する方法（下水道管理者側で、資格者を配置する必要はない。）等があり、実際に一定の地方公共団体で活用されているところですので、ご検討頂ければと存じます。 | 水道法の一部改正では、水道の布設工事監督者を配置する対象工事に関する規定では、地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限るどされ、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関しては、政令で定める資格を参考して地方公共団体の条例で定めることとされています。<br>また、市内に下水処理場を抱える本市にとって、技術系職員の知識・技術の確保は安定的な下水道経営の観点から不可欠です。こうした観点から、今回参考いたしました包括的民間委託等の方式は、技術系職員の知識・技術の伝承・支障をきたすことが懸念されたため、条例委任による資格設定について再検討を求めるところであります。 |

| 管理番号 | 提案事項<br>(事項名)                    | 全国知事会からの意見 |                                       | 全国市長会・全国町村会からの意見<br><br>意見 | 重複事項58項目について<br>提案募集検討専門部会から指摘された<br>主な再検討の視点 | 各府省からの第2次回答  |  | 最終的な調整結果 |
|------|----------------------------------|------------|---------------------------------------|----------------------------|---|--|--|----------|
|      |                                  | 意見         | 意見                                    |                            |   | 区分   | 回答   |          |
| 836  | 公共下水道の設計者<br>等の資格制度の条例<br>委任について | —          | 【全国市長会】<br>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 |                            | C 対応不可  | <p>○処理施設、ポンプ施設及び排水施設の設計・監督管理、処理施設及びポンプ施設の維持管理がそれぞれ適切に行われなければ、市街地の浸水、汚水の溢水や公共用水域の汚染といった重大な被害を及ぼすおそれがあるとともに、公衆衛生の観点から人命に関わるおそれがあります。</p> <p>○これらには土木工学、機械工学、電気工学に加え、化学、生物学、公衆衛生学に係る専門的な知識が必要となるため、下水道法第22条及び下水道法施行令第15条において、必要最低限の資格を有する者が必要であるとしているところであり、ご提案のように人員配置が困難であるとの理由により、緩和できる性質のものではありません。</p> <p>○また、水道と異なり下水道は、公共用水域の汚濁、市街地の浸水及び公衆衛生の観点について、他の地方公共団体の範囲を超えて広域的な影響を生ずるものであるため、全国一律の標準を要請されるものです。このことは、公共用水域の汚濁防止の観点から下水道法第2条の2の規定に基づき、流域別下水道整備統合計画を定めなければならないとされていることからも明らかです。</p> <p>○なお、公益事業に関連して、一定の資格や経験年数を統一的に必要とする同様の規定としては、電気事業法(昭和39年法律第170号)第43条やガス事業法(昭和29年法律第51号)第31条に規定される主任技術者等があるところです。</p> | 6【環境省】<br>(1)下水道法(昭33法79)(国土交通省と共管)<br>公共下水道又は流域下水道の設計者は工事の監督管理又は維持管理を行う者の資格要件(施行令15条及び15条の3)のうち技術上の業務従事経験について、下水道管理をめぐる状況の変化に鑑み、下水道以外の一定のインフラに関する経験を算入できるようになるとともに、下水道に関する経験を緩和する方向で検討を行い、平成27年中に必要な措置を講ずる。 |          |